

総務企画委員会記録  
<第2号>

平成27年第2回沖縄県議会（6月定例会）

平成27年7月3日（金曜日）

沖縄県議会

## 総務企画委員会記録&lt;第2号&gt;

## 開会の日時

年月日 平成27年7月3日 金曜日  
開 会 午前10時2分  
散 会 午後6時25分

## 場 所

第4委員会室

## 議 題

- 1 乙第1号議案 沖縄県税条例等の一部を改正する条例
- 2 乙第2号議案 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例
- 3 乙第10号議案 運転免許の取得可能年月日の誤通知により生じた損害の賠償に関する和解等について
- 4 乙第11号議案 初心運転者講習通知書の誤送付により生じた損害の賠償に関する和解等について
- 5 乙第12号議案 沖縄県人事委員会委員の選任について
- 6 乙第13号議案 沖縄県収用委員会委員の任命について
- 7 乙第14号議案 沖縄県公安委員会委員の任命について
- 8 乙第15号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について
- 9 乙第16号議案 専決処分の承認について
- 10 乙第17号議案 専決処分の承認について
- 11 請願平成26年第3号、同第5号、同第7号、請願第1号から第3号まで、陳情平成24年第84号、同第85号、同第122号、同第129号、同第184号、同第185号、陳情平成25年第8号、同第11号、同第18号、同第22号、同第23号、同第25号、同第35号、同第43号、同第46号、同第50号、同第63号、同第64号、同第77号、同第96号、同第97号、同第104号、同第105号、同第108号、同第114号、同第117号、同第118号、同第126号、同第140号、同第146号、同第147号、

- 陳情平成26年第1号、同第11号、同第14号、同第19号、同第23号、同第25号、同第28号、同第32号、同第39号、同第41号、同第42号、同第58号、同第66号、同第71号、同第72号、同第85号、同第90号、同第106号、陳情第19号、第27号、第31号、第39号、第41号、第46号、第49号、第57号、第73号及び第74号
- 12 交通運輸及び通信について(自衛隊ヘリによる那覇空港トラブルについて)
- 13 自衛隊ヘリによる那覇空港トラブルの再発防止を求める意見書について(追加議題)
- 14 閉会中継続審査・調査について

---

出席委員

委員長	山内末子	さん
副委員長	仲田弘毅	君
委員	花城大輔	君
委員	翁長政俊	君
委員	具志孝助	君
委員	照屋大河	君
委員	高嶺善伸	君
委員	玉城義和	君
委員	吉田勝廣	君
委員	渡久地修	君
委員	當間盛夫	君
委員	大城一馬	君
委員	比嘉瑞己	君

委員外議員 なし

---

欠席委員

なし

---

説明のため出席した者の職・氏名

知事公室長	町田優君
基地防災統括監	池田竹州君
基地対策課長	運天修君
防災危機管理課長	知念弘光君
総務部長	平敷昭人君
総務統括監	砂川靖君
税務課長	佐次田薫君
企画部長	謝花喜一郎君
企画調整課副参事	下地常夫君
交通政策課長	真栄里嘉孝君
総合情報政策課長	上原孝夫君
地域・離島課長	田中克尚君
地域・離島課副参事	呉屋正行君
環境部環境政策課室長	松田了君
子ども生活福祉部	外間裕朋君
消費・くらし安全課副参事	
教育庁参事	運天政弘君
警察本部警務部長	幡谷賢治君
警察本部生活安全部	浦添朝裕君
参事官兼生活安全企画課長	
警察本部刑事部長	知花幸順君
警察本部交通部長	渡真利健良君
警察本部交通部運転免許課長	喜屋武正志君

---

○山内末子委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

乙第1号議案、乙第2号議案及び乙第10号議案から乙第17号議案までの10件、請願平成26年第3号外5件、陳情平成24年第84号外58件、委員会所管事務交通運輸及び通信について及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として知事公室長、総務部長、企画部長、警察本部警務部長、刑事部長及び交通部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第1号議案沖縄県税条例等の一部を改正する条例について審

査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

平敷昭人総務部長。

○平敷昭人総務部長 それでは、乙第1号議案沖縄県税条例等の一部を改正する条例について、御説明いたします。

お配りしております資料平成27年第2回沖縄県議会（6月定例会）乙号議案説明資料をごらんください。

この議案は、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、沖縄県税条例等の一部を改正するものであります。

主な改正内容を申し上げますと、まず1つ目に、平成28年4月1日以後に開始する事業年度に係る大法人の法人事業税の税率について、所得割を引き下げ、付加価値割及び資本割を引き上げることとしております。

2つ目に、個人県民税の住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除について、適用期限を1年半延長し、平成31年6月30日までの入居分とすることとしております。

3つ目に、1000本につき411円とする紙巻きたばこ旧3級品に係る県たばこ税の特例税率を、4年間で段階的に廃止することとしております。

4つ目に、有害鳥獣捕獲等の事業を実施する認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る、狩猟税を課税免除とすることとしております。

5つ目に、地方消費税の税率の78分の22への引き上げ時期を平成29年4月1日に変更することとしております。

以上で、乙第1号議案の説明を終わります。

よろしく御審査のほど、お願いいたします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 1000本につき411円という、これは旧3級品と書かれていますが、このたばこの販売実績、状況を説明してもらえますか。県民には大体これだけのたばこの需要があつて、税金は幾らという説明をお願いします。

○佐次田薫税務課長 旧3級品の平成26年度の実績としましては、調定本数として3億2400万本余りとなっております。

○吉田勝廣委員 そうすると、税金は大体幾らもらっているのですか。

○佐次田薫税務課長 税としましては、1億3300万円余りです。

○吉田勝廣委員 このたばこ税を4年間で段階的に廃止するというのは、4年間で大体幾らずつというような順番が決まっているのですか。

○佐次田薫税務課長 現行では1000本当たり411円という税率ですが、平成28年4月1日にはそれが481円、平成29年4月1日に551円、平成30年4月1日に656円、平成31年4月1日に860円ということになっております。

○吉田勝廣委員 一番気になるのは、たばこは嗜好品ですから、要するに幾ら上がるかということですよ。そこを説明してもらえますか。

○佐次田薫税務課長 1000本当たりだとわかりにくいので1箱当たりの価格で言いますと、今、沖縄県においてよく旧3級品と言われるうるまを例に挙げますと、260円で売られています。これを税率だけの改正後と仮定した場合、平成31年4月1日には390円まで引き上げられるということになっております。

○吉田勝廣委員 次に、4の有害鳥獣捕獲等の事業を実施する認定鳥獣捕獲等事業者と書いてありますが、認定は誰がするのかということと、登録している従事者というのは大体何名いるのかということ、そして、今の税金が大体幾らで、幾ら免除されているかというのはわかりますか。

○佐次田薫税務課長 認定鳥獣捕獲等事業者制度というのは今回、5月29日から新しく始まった制度なのですが、これについては都道府県知事の認定を受けることができるということになっております。

○吉田勝廣委員 新しくできたわけですから、今は認定されていないという意味ですよ。そうすると、その鳥獣保護捕獲等事業者というのは、例えば猟銃を持っている人や、カラスなどかごをつくってとる人もいっぱいいますし、イ

ノシシでもいろいろな物を使ってとる人がいます。カラスは猟銃もありますし、金網もあります。そういう認定というのは大体どういう人たちが当てはまるのですか。

○佐次田薫税務課長 これは、環境省の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律ということで5月29日から施行されていますが、この中の狩猟の方法に法定猟法ということで銃、網、わなにより捕獲する場合ということになっております。

○吉田勝廣委員 これは個人も団体も含めてですか。

○佐次田薫税務課長 事業者となっております。

○吉田勝廣委員 事業者というのは個人ですか。団体ですか。

○佐次田薫税務課長 団体となっております。

○吉田勝廣委員 それからもう一つ、団体ということですが、例えば組織をつくったり、自分の町で言うと猟銃を持っている人たちが登録する猟銃の団体があるわけですね。そうすると、狩猟税を免除するというのはその団体を免除するという意味なのですか。

○佐次田薫税務課長 その団体に属している人が免除になります。

○吉田勝廣委員 現在、税金の徴収方法は団体から徴収しているのですか。

○佐次田薫税務課長 現在は、個人で申請して個人から徴収するという事になっております。

○吉田勝廣委員 環境省が新しくつくって、団体に参加している人たちを免除する。要するに、その狩猟税は今まで団体に属している人たち個人から税を取っているということですが、この狩猟税というのはどういう形で取っているのですか。例えば、イノシシやカラスをたくさんとったのか、弾をたくさん使ったのか、これはどういう認定をしているのですか。

○佐次田薫税務課長 猟期というのがございまして、11月15日から2月15日の猟期に登録が必要になります。その登録をする場合に税を納めるということになっております。

○吉田勝廣委員 いわゆる登録関係の税というわけですか。

○佐次田薫税務課長 はい。

○吉田勝廣委員 もう一つ、外形対象法人と書かれておりますが、税の改正によって赤字法人や黒字法人にはどういう影響を与えるのですか。

○佐次田薫税務課長 今回の税制改正は、所得割を引き下げて資本割、付加価値割を上げるということで、政府においては税収中立という試算をしております。ただ、県で平成26年度の調定額をもとに試算を行った場合、平成28年度の改正税率を適用すると約4億8000万円余りの減になるということになっております。

○吉田勝廣委員 県内法人でも、黒字、赤字と分別するのですが、最近では赤字法人でも税金を取ることになっていて、さしずめ県内には赤字が49社ぐらいあるという資料を皆さんからもらったのですが、その49社というのはどういう会社なのですか。

○佐次田薫税務課長 数字は把握しているのですが、どういう会社かまでは把握しておりません。

○吉田勝廣委員 県外黒字会社が917社で県外赤字会社も133社ありますが、私が気になるのは、こういう法人というのは支店になるのですよね。例えば、県外法人が1050社、県内法人が166社という資料を皆さんからもらったのですが、こういう会社の形態あるいは赤字という会社、それから税金を取ることによってその会社をもっと赤字になる可能性はないのですか。これは国の方針だから仕方ないのですか。

○佐次田薫税務課長 法人事業税自体の考え方としましては、やはり行政サービスを受けているということで、赤字法人であっても納めていただくということで平成16年度から導入された制度でございまして。



○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 まず、狩猟税からお聞きしたいのですが、これは2つに分かれていますよね。認定対象鳥獣捕獲員は2分の1ですが、県内では大体何名ぐらいいらっしゃるのですか。

○佐次田薫税務課長 現在、納めている方は407件です。

○當間盛夫委員 この許可捕獲の従事者が407件という認識ですか。そして、これも新設ではあるのですが、都道府県の許可を得て有害鳥獣の捕獲に従事するというのも新しくなって、狩猟税を課さないとなっています。これが407件なのですか。

○佐次田薫税務課長 407名というのは狩猟税を全て納めた方になっております。現行で、2分の1の対象になっている方が207名です。許可捕獲従事者については今回から新設ということで、その数字は把握しておりません。

○當間盛夫委員 北部地域に行くと、有害鳥獣—イノシシもそうなのですが、カラスによるものが結構あります。沖縄県は有害鳥獣捕獲の人材確保のためにこれを軽減していくというのがあるのですが、この人材確保はできているという認識ですか。

○佐次田薫税務課長 これは平成27年度の税制改正を受けて今回の条例改正になっているのですが、全国的には鹿やイノシシの被害が甚大だということで今回の認定制度を設けております。沖縄県については、私どもでは調べておりません。

○當間盛夫委員 これは総務部の部分でしょうが、いろいろ農林水産部などといった部分もあろうかと思いますが、これは人材確保ということもあるわけですから一沖縄で狩猟というのはなかなか趣味的な範囲なのでどうなのかというところもあるわけですが、その人材確保や育成ということを被害のある市町村に任せっきりでないのかと思います。県は予算も何もつけずにいるといった部分はないのですか。人材確保というのは、皆さんがこれをする対象といいま

すか、そういう被害がある市町村に対しての予算づけはどのように確保しているのですか。

○平敷昭人総務部長 事業名は覚えていないのですが、たしか農林水産部あたりの有害鳥獣の駆除に係る事業が市町村のエリアであったかと思えます。そこでよく議論されているのは、1カ所で駆除するとそのカラスなどがまた別のエリアに逃げてくるので、一斉にやるべきではないかという議論もあったと思えます。人材確保ではなく、駆除という意味の事業が農林水産部あたりであったと思えます。

○當間盛夫委員 これは乙第1号議案と乙第16号議案に絡んでいるのですが、この法人事業税というのがなかなかわかりづらいのです。県内にこの法人事業税の対象となる事業者が何社あって一この所得税割が4分の1から2分の1に拡大していくということですが、その法人事業税は県内ではふえるという認識なのですか。

○佐次田薫税務課長 外形標準課税の対象法人の数としては1216社となっております。その中で、利益法人—実際に黒字になっているのが1034社、欠損法人—赤字法人が182社となっております。この中で、県内に本店を持っている法人としましては166社、県外に本店を持っている法人が1050社ということで、県内の法人については黒字法人が117社、赤字法人が49社ということになっております。税収としては、先ほども申し上げましたように法人事業税全体で4億8000万円余りの減収になるのではないかと試算しております。

○當間盛夫委員 我々は税収がなかなか、依存していてみずからの税収を上げようとするのですが、国は大企業と言われる1億円資本のところはこういう形で下げているのですが、沖縄の企業の形態は大体8割が零細企業ということからすると、そこに対してはどのような手当てになっているという認識なのですか。

○佐次田薫税務課長 国においては、今回、税収中立ということで所得割を落として付加価値割を上げるということになっていますが、この対象は資本金が1億円を超える法人ということで—大法人と言っていますが、その法人がまず今回の改正の対象になっております。これが、先ほど言いました1216社で、資本金が1億円を超える部分ということです。沖縄県が減収となっている部分は、

国においては税制中立という制度設計をしているのですが、沖縄県においては黒字法人の割合が全国に比べて率が高いということで、黒字法人の負担が減る部分が多いということで今回減収ということになっております。

○**當間盛夫委員** 私が言っているのは、そういうところが一方にあって、しかしそういう企業というのは沖縄は他府県に比べて比率的にそう高くない。零細企業のほうが沖縄には圧倒的に多く、8割近くがそういった部分だということなので、そういう企業の皆さんに対してこういう形の国の施策というのは、どう見ているのですか。

○**平敷昭人総務部長** 今回は、所得割という一要するに黒字を上げた企業、しかも資本金が1億円以上の企業を前提としているのですが、そこに対して所得割を若干落として、そのかわり外形課税という黒字、赤字に関係なく一定の指標で税を負担していただく。これは赤字でも黒字でも、例えば道路などの社会資本を使ってそのような恩恵を受けているだろうということで、大企業でいっぱい事業はやっているのですが、たまたま赤字だから税負担しないのはおかしいという議論がありまして、そういうことで所得割の部分の割合を少し下げて、外形標準課税をふやし、国全体としての税収はプラス・マイナス・ゼロという設計をやっているようです。

今、おっしゃっている中小企業への配慮という意味では、今回は資本金が1億円という線引きで、それ以上の大きい法人だけを対象に外形標準課税の割合をふやしたということで、中小企業は今回は対象外という形にしたという意味では中小企業への一定の配慮をした形になっているかと考えております。

○**當間盛夫委員** 一時期、銀行等が赤字になったときにも全くそのことが、払わなくてということがあっていろいろと出てくると思うのです。黒字を上げきれなければ、マイナスだから払わなくていいということにはならないということがあるとは思いますが、我々県の税収をどう上げるのかという部分での施策が必要なのかなと思います。今、言われた部分は、そういった割り方をしているのであれば、本来は上がらないとおかしいですよ。

○**平敷昭人総務部長** 本来、税収は中立で、税収には影響しないという制度改正のはずなのですが、例えば赤字法人が多ければ今まで税を納めていなかった企業が税を負担するようになるという意味で税収はふえるわけなのです。ところが、黒字法人が多い場合は所得割が減って外形標準課税がふえますので、中

立なのですがいろいろな割合の関係で減収になる場合が今回の試算上ではあったということです。ですから、税収上は4億円余りという話だったのですが、その辺は法人の分布の関係で試算上そうなってしまったということです。

○**當間盛夫委員** 平成26年度、平成27年度がたまたま黒字で、本来一取ろうと思ったのが時期的に黒字企業が多かったという形になってくると、本来取ろうと思った分がそうではなくマイナスだったと。このような認識をしてはいけないとは思いますが、わかりました。

○**山内末子委員長** ほかに質疑はありませんか。  
翁長政俊委員。

○**翁長政俊委員** 今の説明の中で、全国的にも沖縄は黒字企業が多いのですか。

○**佐次田薫税務課長** 沖縄県は、この前新聞でも少し出ていたのですが東京商工リサーチの沖縄支店でやっていますが、赤字率が一番低いのは沖縄県となっております。

○**翁長政俊委員** これは何に起因しているのですか。皆さん、そこは分析されていますか。

○**佐次田薫税務課長** 税収は把握していますが、分析まではしていません。ただ、東京商工リサーチの沖縄支店の解説がありまして、県内景気は2013年度の観光客数が過去最高を記録したほか、人口増で個人消費も好調となり景気が拡大しているということで、同支店では、赤字率低下の背景には県内景気の強い回復力があるというような分析をされております。

○**翁長政俊委員** そうだろうという認識は私どもも持っているのですが、現実には税収がなかなかふえにくいという中で、税収の総量は把握しているが中の分析をしっかりやっていかないと、いわゆる沖縄の産業体系をどうするのか、税収をどうふやしていくかという問題において言えば、その税の中身の分析がきちんできていないと、的確な税制対策や増収対策もできないし、産業育成という観点からもそこはもっと掘り下げていかないと、なかなか沖縄の産業が育っていかない。特に景気の好循環の中にあるということになると、国の政策を含めて県の政策がある意味では功を奏している面もあるだろうし、そこが景気

を引っ張って民間活力を生み出しているのかどうか、ここの部分もしっかり分析調査する必要があるだろうと思うのです。特に、沖縄の産業界でいえば業種分布が偏っていて、特にサービス業、観光産業に特化されるように第三次産業がかなり伸びて、産業全体の8割を占めており、製造業がなかなか育たないという意味からおいても、私は今の好循環の中にある形のものをどう継続して伸ばしていくかということについては、しっかりと調査分析してその対応をしないといけないと思っていますが、どうですか。

○平敷昭人総務部長 おっしゃるとおりかと思います。その辺の分析に関しても、例えば昨今観光が好調で700万人を超えたという場合に、観光業と一くくりに言っても具体的には何かというと、宿泊・ホテル業も観光業ですし、バスやタクシー、レンタカーなどの運輸関係、小売りだとコンビニやお店関係もそうですが、それを全て観光とくくるのかどうかというような分析の仕方も検討しなくてはいけないところがあるかと思います。観光客が700万人にふえたおかげで税が幾らふえたというように直接結びつけるのか、個人消費が逆にふえたのか、その分析はいろいろ検討しなくてはいけないと思いますが、おっしゃるとおりいろいろな施策を行って、その成果が税収にどう結びついたのかということ、今きれいに把握できているかということかなり難しいところがあると思います。ただ、その辺は分析の努力をしないといけないと思っています。

○翁長政俊委員 産業政策としてはその部分をきちんと分析把握をしていかないと、私は的確な対策が打てないだろうと思っています。そこが大事なところで、観光産業を今例に出しましたが、なかなか1人当たりの消費量が上がらずに薄利多売の観光業の状況にあるということも、観光業全体の分析の中ではそうなっているわけです。数でもっているのです。数の中身でもっているわけではないのです。1人当たりが落とす消費量の中で、観光業が伸びていっているかということになると、数の部分でどうにか今の好調を保っているというような分析も片一方ではありますから、その分析をきちんとやることは私は大事だろうと思っていますので、これがなかなか難しいということではなく、専門家を入れてでもいいからそこは県がしっかりと税の伸びの内容、今の産業の経営状況も含めてしっかり把握する必要があると思いますので、今後これが県政に生かされるように特に頑張ってくださいと思っています。

それから、所得割を落として外形標準課税が拡大しているということで、先ほどの説明では沖縄県の場合は黒字企業が多いというのですが、1億円以上の資本を持っているとなると沖縄でもそんなにたくさんあるわけではないので一

これは、全体では何社ですか。

○佐次田薫税務課長 1216法人です。

○翁長政俊委員 そういう中で、この外形標準課税を拡大することは現実に県の減収につながっていくのですか。

○平敷昭人総務部長 これは平成26年度の実績を前提に試算をしてみたらそういう結果になったわけですが、この制度上は中立で、減収や増収ということではなく企業の分布によるブレの範囲で、基本的には外形標準課税にシフトしていても減収になるという考え方にはならないと思います。

○翁長政俊委員 もう少しかみ砕いて説明してくれませんか。

○平敷昭人総務部長 外形標準課税に比重がシフトしていても、基本的には減収になるような制度設計にはなっていないという考えであります。

○翁長政俊委員 先ほど説明があったのですが、126社のうち県内企業は何社でしたか。

○佐次田薫税務課長 県内法人が166社ありまして、黒字法人として117社、赤字法人として49社となっております。

○翁長政俊委員 1億円以上資本を持っている企業の166社のうち117社が黒字ということは好調ですね。相当好調な県内景気動向だろうという認識をこれからも見ることができるのですが、170社の外形標準課税の拡大によって実質的に数字にあらわれてくるような落ち込みは、県内ではないと見たほうが正しいのですか。

○佐次田薫税務課長 県内法人1社当たりにはしますと負担額は87万7000円ということになっていますが、今回負担が減になる部分を受けて企業が活性化したりということで、税収のパイとしては伸びていくのではないかという期待はしております。

○翁長政俊委員 いずれにしろ、県内企業も含めて所得の入った企業も含めて、

ある意味では今の状況からすると大企業の企業数からしてみても圧倒的に県外の資本が沖縄に入ってきて、そこが沖縄の経済を支えているという状況を見て、この数字から見てもわかることですから、ぜひさらなる県内企業の育成を含めて政策に反映できるように努力をしていただきたいと思います。

○平敷昭人総務部長 経済の振興に関しましては、商工労働部、文化観光スポーツ部など各部とも連携しながら、税源の涵養にも当然つながりますし、一生懸命取り組んでまいりたいと思います。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 中立だからと言って皆さんとしてはプラス・マイナスわずか4億円という話ですが、実質的には外形標準課税がもたらす影響というのは深刻だと思っています。10年前も赤字企業が多いのだから外形標準課税の導入は本県の脆弱な企業にとっては過重な負担だということで、我々も慎重に導入については議論した記憶があります。そこで、今までの質疑にもあったのですが、なぜ今回もうけている大企業の法人事業税を下げるという国会での審議になったのですか。

○佐次田薫税務課長 今回の条例改正については平成27年度の国の税制改正を受けての改正になっております。政府においては、我が国の企業の競争率を高めるということで、法人実効税率を国際的に遜色ない水準に引き下げていくことを目指して法人税改革をしている中で、地方税であるこの法人事業税についても所得割の部分の税率を引き下げていこうというような趣旨で国は改革をしているということでございます。

○高嶺善伸委員 県外も含めた黒字法人1050社の実質的な法人税の税額のトータルは幾らですか。

○佐次田薫税務課長 黒字法人の今現在の金額としては94億1300万円余りで、新しい税率を適用した場合は85億8000万円余りの金額になります。

○高嶺善伸委員 差し引きして幾らの減額になるのですか。

○佐次田薫税務課長 差し引きしますと8億3200万円余りの負担減ということになります。

○高嶺善伸委員 そうではなく、私が今聞いているのは法人税の事業税の所得率を7.2%から4.8%に下げることによって、トータルでどれぐらいの税額が減額になるかということです。

○佐次田薫税務課長 黒字法人の税額については、8億3271万2000円の減額になるという試算が出ております。

○高嶺善伸委員 これは外形標準課税も合わせたものですよ。所得割の分だけではそうはならないのではないですか。

○佐次田薫税務課長 所得割の部分で言いますと、減額になるのは36億7000万円余りとなっております。

○高嶺善伸委員 県内にある黒字法人1034社が年間36億7000万円も税額が減額されるという意味で、本県の経済にどのような影響をもたらすのですか。

○平敷昭人総務部長 今回の税制改正で、所得割分の引き下げで36億円の減収があるのですが、そのかわりに黒字法人に係る外形標準課税が28億円余りふえますので、先ほど税務課長が申し上げたように差し引き8億3000万円の減収になるという形になっております。

○高嶺善伸委員 外形標準課税の分は後で聞きます。今、所得割でもうけている企業が1034社もあって36億7000万円も税金が減額されるので、もうけている企業からあえて36億7000万円も税額を免除するというのは何か国の政策的に効果があるのかということです。税務課だけでは本当は答弁できないので申しわけないのですが、皆さんに代表して説明を聞いておきます。

○平敷昭人総務部長 今回の条例改正は国の地方税法の改正を受けてやるものですが、その地方税法の改正の趣旨は全体的に経済の活性化を目指そうということで、しかも実効税率を下げて国内企業の競争力を上げ、また海外からの投資も呼び込もうという大きな趣旨の中で見直されたものと考えております。委員がおっしゃいますように、確かに所得割を引き下げるということはもうけて



いる部分への課税が下がるということになります、そのかわりにそのもうけている企業も外形標準課税がふえるわけです。同じ企業の中で所得に課する部分が下がるのですが、一定の指標に基づいて黒字でも赤字でもかかる部分が上がるわけです。そして、従来赤字で所得割を納めていなかった分、既に外形標準課税は導入されていますが、1億円以上の大きい法人に関して外形標準課税の割合も上げようということで、トータルではプラス・マイナス・ゼロに近い形の税制改正をしようというのが趣旨でございます。

○高嶺善伸委員 総務部長はプラス・マイナス・ゼロにだけこだわりますが、私たちは減額されるもの、増収されるものを企業の体力に合わせてはどうかということを知りたいわけです。

では、今度は赤字法人にいきましょう。赤字法人が今回の外形標準課税の拡大によって増税になるものはトータルで幾らですか。

○平敷昭人総務部長 赤字法人の分で、トータルでは3億4000万円ほどの増になります。ちなみに資本金1億円以上の企業に関して1企業当たり190万円ほどになります。

○高嶺善伸委員 この赤字企業というのは利益がないわけですから、利益を出している企業は所得割で36億円余りも減額になりますが、赤字で経営がやりくりできない企業に3億円余りも増収というのは、課税する皆さん側から見て、赤字企業が3億円余りを負担する影響や県経済への影響というのは、どのように見ているのですか。

○平敷昭人総務部長 確かにおっしゃいますように、赤字企業にとっては外形標準課税が膨らむ分というのは負担が増になるという側面がございます。今回の税制改正の考え方は、黒字企業だけではなく赤字企業にも一定の社会資本や行政の利益を受けているであろうということで一定の負担をしていただくという趣旨もあります。さらに、今、赤字法人に負担が変動増する分について軽減措置として、今回の税制改正では税率改正に伴って負担増になった分の2分の1を控除するという制度も緩和措置として設けられているようですし、外形標準課税については赤字法人については事業活動の確保や雇用の維持などの観点から3年間、場合によっては6年間の徴収猶予という制度も設けているようで、今回、激変緩和的な措置も考えられているようですので、これで何とか対応いただけるものと考えております。

○高嶺善伸委員 県内の赤字法人が何社で、増収になる分の合計額は幾らですか。

○佐次田薫税務課長 県内の赤字法人については49社で、増額になるのが1億5227万7000円となっております。

○高嶺善伸委員 導入前から、必ず今後税率が拡大されるよと。赤字で当時14億円ぐらいの増収だったのです。拡大したら赤字企業がさらに負担することになるということに我々は注目してきたわけです。ですから、49社で増収分で1億5000万円ですよ。増収分だけではなくトータルで、県内の赤字企業が負担する付加価値割、資本割の外形標準課税の合計額は幾らになりますか。

○佐次田薫税務課長 県内法人、県外法人を含めて、赤字法人が負担する分としては3億4936万7000円となっております。

○高嶺善伸委員 私は県内の企業の中での赤字企業が外形標準課税で課税負担するのは大変だという気がしております。もちろんこれは資本金が1億円以上ではあるのですが、今、部長の答弁で2分の1は減免されるということで、影響はある程度緩和されるのではないかと思います。国が税法を改正したから我々も自動的に専決処分したり、今回税法を改正するという国が改正しても我々がだめだというわけにはいかないというのが何とも難しいところだと思っておりますが、ぜひ関係部局とも連携をして今後さらに増収になる部分も含めて、赤字県内企業が外形標準課税で負担している税額については、私は担税能力を超えているといつも思っています。ですから、今の減免措置プラス、納付の相談などのセーフティネットなどもある程度きちんとカバーしながらやっていかないと、皆さんは取るだけで、育てる側との相談も必要ではないかと思っておりますが、その辺の税収の影響についてどのような協議をしているか教えてください。

○平敷昭人総務部長 今おっしゃったように、例えば負担が重たいということで徴収猶予などのいろいろな相談がもし企業からあれば、こちらとしては相談は具体的には応じてまいりたいと考えております。

○高嶺善伸委員 今度の税制改正によって、県の税収は4億8000万円減額にな

るわけですが、こういう場合は国から地方交付税なり何らかの措置で税収の補填があるのですか。

○平敷昭人総務部長 理論的には、地方交付税は基準財政需要額と収入額—基準財政収入額の中にはこの法人事業税などもカウントされていますが、今回基準財政収入額はストレートに実額で計算するわけではないのですが、マクロ的には減収があれば交付税で補填されるような構造になろうかと思えます。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第1号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第12号議案沖縄県人事委員会委員の選任について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

平敷昭人総務部長。

○平敷昭人総務部長 議案説明資料の2ページをごらんください。

乙第12号議案沖縄県人事委員会委員の選任について御説明いたします。

この議案は、沖縄県人事委員会委員1人が、平成27年7月18日に任期満了することに伴い、その後任を選任するため、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

人事委員会委員は、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、知事が議会の同意を得て選任するものであります。

御提案いたしました、宮國英男氏は、弁護士として法曹界で活躍され、沖縄弁護士会会長や沖縄県包括外部監査人を務めるなど、法律や行政に関する幅広い識見を有し、人事委員会委員に適任であることから、議会の同意を得て選任したいと考えております。

以上、乙第12号議案の説明を終わります。

よろしく御審査のほど、お願いいたします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第12号議案に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第12号議案に対する質疑を終結いたします。  
次に、乙第13号議案沖縄県収用委員会委員の任命について審査を行います。  
ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。  
平敷昭人総務部長。

○平敷昭人総務部長 議案説明資料の3ページをごらんください。

乙第13号議案沖縄県収用委員会委員の任命について御説明いたします。

この議案は、収用委員会委員2人が平成27年7月31日に任期満了することに伴い、その後任を任命するため、土地収用法第52条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

収用委員会委員は、土地収用法第52条第3項の規定により、法律、経済または行政に関してすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正に判断できる者のうちから、知事が議会の同意を得て任命するものであります。

御提案いたしました宇久信正氏は、不動産鑑定士として活躍され、不動産鑑定に関しすぐれた経験と知識を有しており、宮城哲氏は、弁護士として法曹界で活躍され、法律に関しすぐれた経験と知識を有していることから、収用委員会委員として適任でありますので、議会の同意を得て、任命したいと考えております。

以上、乙第13号議案の説明を終わります。  
よろしく御審査のほど、お願いいたします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第13号議案に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第13号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第14号議案沖縄県公安委員会委員の任命について審査を行います。  
ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。  
平敷昭人総務部長。

○平敷昭人総務部長 議案説明資料の4ページをごらんください。

乙第14号議案沖縄県公安委員会委員の任命について御説明いたします。

この議案は、公安委員会委員1人が平成27年7月31日に任期満了することに伴い、その後任を任命するため、警察法第39条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

公安委員会委員は、警察法第39条第1項の規定により、県議会議員の被選挙権を有する者で、任命前5年間に警察または検察の職務を行う職業的公務員の前歴のない者のうちから、知事が議会の同意を得て任命するものであります。

御提案しました與儀弘子氏は、平成12年に那覇市健康福祉部長、平成19年には那覇市副市長を歴任し、平成23年には公益社団法人沖縄被害者支援ゆいセンター理事長に就任するなど、行政施策を通じて、県民の福祉の向上に取り組んでこられた実績があります。

その幅広い活動実績及び手腕は高く評価され、公安委員会委員として適任であるので、議会の同意を得て、任命したいと考えております。

以上、乙第14号議案の説明を終わります。

よろしく御審査のほど、お願いいたします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第14号議案に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第14号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第15号議案沖縄県教育委員会委員の任命について審査を行います。  
ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。  
平敷昭人総務部長。

○平敷昭人総務部長 議案説明資料の5ページをごらんください。

乙第15号議案沖縄県教育委員会委員の任命について御説明いたします。

この議案は、教育委員会委員1人が平成27年3月31日に辞職したことに伴い、その後任を任命するため、改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

教育委員会委員は、改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、都道府県知事が議会の同意を得て、任命することになっております。

御提案いたしました、新崎速氏は、人格が高潔であり、また、学校長や教育庁指導主事等を長年努め、学校現場や教育行政に関する豊富な経験と知識及び実績を有しており、教育委員会委員として適任であるため、議会の同意を得て、任命したいと考えております。

乙第15号議案の説明は以上です。

よろしく御審査のほど、お願いいたします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第15号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 今、人事委員会、収用委員会、公安委員会、教育委員会ということで人事の説明をいただいたのですが、これは任期満了で人事委員会の任期は4年ですよね。そして、もらっている3委員会は任期が3年ということですが、これは何か規定があるのですか。

○砂川靖総務統括監 行政委員会の委員の任期は、それぞれ全て法律で規定されております。

○當間盛夫委員 これで人事委員会は4年、ほかは3年ということですが、なぜ人事委員会だけが4年なのですか。

○砂川靖総務統括監 人事委員会が4年、教育委員会も4年です。それから公安委員会が3年、収用委員会が3年というような形です。

○當間盛夫委員 教育委員会も基本的には4年なのですか。

○砂川靖総務統括監 4年です。

○當間盛夫委員 今、現行の方を見ると皆さん3年のスパンであるものですが、泉川委員でも平成25年から平成28年、照屋委員でも平成26年から平成29年、これは4年—12月31日と1月1日の分になるのですね。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第15号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第16号議案専決処分の承認について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

平敷昭人総務部長。

○平敷昭人総務部長 議案説明資料の6ページをごらんください。

乙第16号議案専決処分の承認について御説明いたします。

この議案は、沖縄県税条例の一部を改正する条例の専決処分について、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものであります。

地方税法の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることとなったことに伴い、沖縄県税条例の一部を改正し、同日から施行する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いました。

専決処分をした条例の一部改正については、地方税法の一部を改正する法律に基づく内容になっております。

主な改正内容を申し上げますと、まず1つ目に、法人県民税均等割の税率適用区分の基準について、法人の負担能力を適正に示す基準へと見直すこととしております。

2つ目に、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度に係る大法人の法人事業税の税率について、所得割を引き下げ、付加価値割及び資本割を引き上げることとしております。

3つ目に、住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の税率について、本則税率4%のところを3%とする特例措置の適用期限を平成30年3月31日まで延長

するほか、公益性の観点から課税標準の特例措置等を講ずることとしております。

4つ目に、新規登録自動車に係る自動車取得税におけるエコカー減税について、平成32年度燃費基準への置きかえを行うとともに、平成32年度燃費未達成の現行エコカー減税対象車の一部を引き続き減税対象とする措置を講じた上で、中古車特例等の課税標準の特例措置とあわせて、適用期限を平成29年3月31日まで延長することとしております。

5つ目に、軽油の引き取りに係る課税免除の特例措置について、一部の用途を廃止し、その他については適用期限を平成30年3月31日まで延長することとしております。

6つ目に、有害鳥獣捕獲従事者の確保を目的として、対象鳥獣捕獲員等について、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間、狩猟税を課税免除とする等の特例措置を講ずることとしております。

以上で、乙第16号議案の説明を終わります。

よろしく御審査のほど、お願いいたします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第16号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 自動車取得税に関してですが、今、県全体で年間で自動車取得税というのはどれぐらいの規模になっていますか。

○佐次田薫税務課長 平成26年度の調定額で申しますと4億5597万9000円となっております。

○當間盛夫委員 これは市町村に割り振られる部分もあると思いますが、この4億5000万円から市町村へはどのような形で割り振られるのですか。

○佐次田薫税務課長 税収の66.5%を市町村に交付するということになっております。

○當間盛夫委員 市町村への割り振られ方、この66.5%は市町村に行きますよね。この市町村で自動車の販売の割り振りでそのものに行くわけですか。



○佐次田薫税務課長 その市町村に係る道路延長と面積で案分して配分ということになります。

○當間盛夫委員 もう少し詳しく、66.5%は市町村に行くわけですね。では道路が長いとか、その面積が多いところにはそれだけの配分が行くということですか。そういった分での割り振りが一番大きい市町村はどこなのか示してもらえますか。

○佐次田薫税務課長 手元に市町村の内訳を持っておりませんので、後でまた示したいと思います。

○當間盛夫委員 簡単でいいのです。この66.5%がどのような割り振られ方をしているという、各市町村に云々という金額はいいですから。

○平敷昭人総務部長 今、数字は持っていませんが、県内の市町村に対して自動車取得税収入の66.5%、約3分の2を市町村の管理する市町村道の延長面積に案分して交付するということになっているようでございます。

○當間盛夫委員 66.5%は市町村に戻っているということですね。10%の消費増税のときにはこの自動車取得税はなくなるという認識でいいわけですか。

○佐次田薫税務課長 税制改正において、消費税10%時には自動車取得税については廃止するという方向で検討しているということでございます。

○當間盛夫委員 これはまだ検討ということですか。

○佐次田薫税務課長 平成28年度の税制改正でも議論されることとは思いますが、まだ検討しているという段階でございます。

○當間盛夫委員 先ほどの法人事業税でもそうなのですが、実際には減収になるのですね県全体からすると、先ほども4億8000万円や5億円という話もあるのですが。この自動車取得税も結局取らないということになってくると、今でも4億5000万円という税収の中で市町村にも行っている分が、理論的には消費税が上がるときにはこれを取らないということになってくると、これも減収に

なってくるわけですか。

○佐次田薫税務課長 税制改正の中では自動車取得税については廃止ということとは出ていますが、それにかわって環境性能課税ということでまた新たな税制度も税収として考えているということで、この中身は見てみないとわからないのですが、市町村に影響がない形でされていくのか、この議論を具体的には見ていきたいと思っております。

○當間盛夫委員 自動車取得税はなくなるかもしれないが、環境性能課税ということで古い車を持っている人には税金をかけてくるという意味ですか。

○佐次田薫税務課長 現在、この中身についてはまだ詳細な情報はないのですが、自動車取得税にかわって環境性能割ということで、多分に燃費が悪いものにはやはり課税するという形になるかと思えます。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 中古車特例ですが、特に沖縄県の場合は中古車はかなり多いという認識を持っているのですが、この割合や税収の比率はわかりますか。

○佐次田薫税務課長 自動車登録台数全体はございますが、中古車という内訳までは持っておりません。

○山内末子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、総務部長から中古車の捉え方について確認があり、翁長委員から県内自動車台数のうち取得時の中古車台数及び割合を答弁するよう発言があった。)

○山内末子委員長 再開いたします。  
佐次田薫税務課長。

○佐次田薫税務課長 軽自動車については把握していませんが、自動車の1万2840台の課税の中で2357台ということで18.7%となっております。

ただ、自動車取得税についてはある一定の金額以下については取得税がかからないことになっていきますので、実際の販売とは一緒にならないということになっております。

○**翁長政俊委員** 基準をもう少しわかりやすく説明してもらえませんか。それから、中古車特例の課税基準の特例とあわせて適用期限ももう一回きちんと説明してほしいのと、この適用期限はなぜ平成29年なのですか。エコカー減税は標準課税で燃費達成でいう平成32年までとなっているのですが、なぜ中古車は平成29年なのですか。

○**佐次田薫税務課長** 特例の年数として平成29年までというのは、先ほども説明しましたが消費税の増税時には廃止になるということもありまして平成29年までになっております。それから、平成32年というのは燃費基準と言いまして、これは年数ではなくエコカー減税する場合の基準になる数字が、現在平成27年の燃費基準で見ているものを、平成32年の燃費基準に置きかえて今回延長しましょうということになっております。

○**山内末子委員長** ほかに質疑はありませんか。  
高嶺善伸委員。

○**高嶺善伸委員** 軽油引取税ですが、適用期限が平成30年3月まで延長されたということですが、業界からも絶えず延長の要請があつて船舶業界などは経費に占める比率が高いということです。今回の特例措置というのは、年間税収にどれぐらいの影響があるのですか。

○**佐次田薫税務課長** 特例延長になった部分というのは、平成25年度の実績で見ますと、16億2676万4000円の減税額となっております。今回延長するに当たって4用途廃止になっているのですが、沖縄県における廃止になった4用途の免税額というのは1万2840円ということで、ほとんど影響ないということでございます。

○**高嶺善伸委員** 陶磁器製造業も今回廃止になっているのですが、これだけの影響しかないのですか。

○**佐次田薫税務課長** 陶磁器に関しては免除の実績がございません。

○高嶺善伸委員 全国では、例えば自衛隊などは130億円余りも減額になるようですが、在沖米軍の軽油消費量からすると減免額などはどのようになっていますか。

○佐次田薫税務課長 平成25年度の合衆国軍隊の用に供する軽油の引き取りということで、これに関しての免除額が4億6570万7000円となっております。

○高嶺善伸委員 そうすると、トータルで20億円余りの減収になることについては地方交付税等の補填措置はされていると解釈してよろしいですか。

○平敷昭人総務部長 地方交付税の計算では、普通交付税は先ほども申しましたが基準財政需要額というのが先にありまして、収入額の中に軽油引取税という収入の項目があります。その中で、軽油引取税の数量をもとにして基準財政収入額がカウントされておりまして、その収入額が減ればその財源不足額というのは大きくなりますので、そういう意味では地方交付税で補填をされている形かと思えます。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第16号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第17号議案専決処分の承認について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

平敷昭人総務部長。

○平敷昭人総務部長 議案説明資料の7ページをごらんください。

乙第17号議案専決処分の承認について御説明いたします。

この議案は、県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものであります。

過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部が平成27年3月31日に改正さ

れ、同年4月1日から施行されることとなり、地方公共団体が税の課税免除または不均一課税を行った場合における国の地方交付税による減収補填措置の適用期限が平成27年3月31日から平成29年3月31日に延長されることとなりました。

これに伴い、県としては、県税の課税免除等の特例に関する条例のうち、過疎地域における事業税及び不動産取得税等に係る課税免除の特例について、適用期限を平成27年3月31日から平成29年3月31日に延長し、平成27年4月1日から施行する必要性が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったところであります。

以上で、乙第17号議案の説明を終わります。

よろしく御審査のほど、お願いいたします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第17号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 適用期間の延長がありますが、18市町村で過疎地域の特別措置を利用して免除されているのは、何件くらいあり、どのくらいなのか。

○佐次田薫税務課長 過疎地域自立促進特別措置法による適用実績としましては、昭和60年から適用されておりまして、これについては不動産取得税で26件1億3817万4000円です。法人事業税で7件ございまして、1735万8000円です。合わせて33件で1億5553万2000円です。

○當間盛夫委員 沖縄は別の部分がありますよね。説明してください。不動産取得の課税免除は、この部分からすると2700万円を超える不動産があったりしますが。

○佐次田薫税務課長 沖縄振興特別措置法による課税免除という制度がありまして、過疎地域に似ているもので、離島地域における特例がございまして。先ほど過疎地域が2700万円余りの設備投資の場合に対象になるということでしたが、離島地域においては1000万円を超える場合が対象になります。

○當間盛夫委員 その免除からすると、1億5000万円で33件がありましたが、

この部分を受けているのはどうなっていますか。

○佐次田薫税務課長 離島地域においては、免除の額としては10億8400万円余りの免除額になっております。

○當間盛夫委員 件数的にはどうですか。

○佐次田薫税務課長 件数としては246件です。

○當間盛夫委員 ずっと沖縄振興特別措置法において、離島の部分を活用しているのですから、これは平成33年までという認識でいいですか。

○平敷昭人総務部長 基本的にはそうなります。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第17号議案に対する質疑を終結いたします。  
休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○山内末子委員長 再開いたします。

次に、陳情平成25年第146号、陳情平成26年第32号及び同第106号を除く総務部関係の請願平成26年第3号外1件及び陳情平成24年第84号外12件の審査を行います。

なお、陳情平成25年第146号、陳情平成26年第32号及び同第106号につきましては、企画部と共管することから、企画部関係の陳情審査において質疑することとしております。

ただいまの陳情等について、総務部長の説明を求めます。

なお、継続の請願及び陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明願います。

平敷昭人総務部長。

○平敷昭人総務部長 総務部関係の請願及び陳情案件につきまして、お手元にお配りしております総務企画委員会請願・陳情説明資料に基づき、御説明いたします。

表紙をめくっていただき、請願・陳情一覧表をごらんください。

総務部関係は、請願が継続2件、陳情が新規2件、継続11件となっております。

請願及び陳情の継続13件につきましては、処理概要の変更はございませんので、説明を省略させていただき、新規の陳情について御説明いたします。

15ページをごらんください。

陳情第41号女性副知事の登用に関する陳情につきまして、その処理概要は、陳情平成26年第28号13ページと同じでございます。

次に、16ページをごらんください。

陳情第57号台風6号の被害に伴う被災対策に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

災害被害者に対する県税の減免については、沖縄県税条例及び沖縄県災害被害者に対する県税の減免に関する規則において、個人事業税、不動産取得税及び自動車税に関する規定を定めております。

被災者は、同規則の規定を満たす場合、申請を行えば減免を受けることができることとなっております。

また、個人県民税につきましては、市町村が個人市町村民税とあわせて賦課徴収を行っており、地方税法におきましては、個人市町村民税が減免された場合、その割合で個人県民税も減免される仕組みとなっております。

県としては、被災者からの減免措置に対する個別相談や申請について、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上、総務部所管の請願及び陳情について説明いたしました。

よろしく御審査のほど、お願いいたします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

次に、請願第1号について、教育庁参事の説明を求めます。

運天政弘参事。

○運天政弘教育庁参事 それでは、説明資料の2ページをごらんください。

請願第1号県条例の改正に関する請願の教育委員会の所管する事項の処理方針について御説明申し上げます。

教育委員会関連は、記の2及び3に係る事項となっており、処理概要について変更はございません。

以上で、教育委員会に係る請願の処理方針について、説明を終わります。

○山内末子委員長 教育庁参事の説明は終わりました。

これより請願及び陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願または陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありますか。

高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 陳情第57号について教えてください。台風6号の被害を最も受けたたばこ耕作農家の陳情ですが、例えば被災は5月ですよ。そうすると、減免申請というのは何年度の課税分について申請することになるのか。その辺について時間的な流れを教えてくださいませんか。

○佐次田薫税務課長 今年度課税される分についての減免申請になります。

○高嶺善伸委員 平成26年度の所得についての市県民税を申告して納付しますよね。納付期限はいつまでですか。

○佐次田薫税務課長 要件として、前年度の所得金額が1000万円以下の場合に減免されるということですので、基本的には平成26年度の税額が免除されるということでございます。平成27年度については収入がなければ当然課税されないということになりますので、今回免除されるのは平成26年度の所得に対しての課税の免除ということですよ。

○高嶺善伸委員 今、収入がないわけですので、例えば平成26年度の市県民税を30万円納付しなくてはならないとしたら、被害を受けたたばこ耕作農家はこの30万円分について納税を免除申請することができるということですか。

○佐次田薫税務課長 要件としましては、農作物の減少による損失の合計額が平年時の農作物による収入の合計額の10分の3以上被災を受けている場合、そ



れから前年度の取得が1000万円以下であれば申請すれば免除を受けられるということになります。

○高嶺善伸委員 そうすると、平成26年度分も免除対象になるし、もちろん平成27年度の市県民税の申告のときに収入が減るので、その分については課税されないということになるわけですね。

○佐次田薫税務課長 今回免除されるのは平成26年度に係る部分で、平成27年度についてはこれから収入がなければ当然課税されないということでございます。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
 當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 請願第1号のP T A車両における自動車税等の改善を求める請願ということですが、これは教育庁だと思のですが、このP T A車両というのはどういうものなのですか。

○運天政弘教育庁参事 P T A車両というのはP T Aが保有する車両ということになります。

○當間盛夫委員 そのP T A車両というのがどういうものなのかということです。P T Aが学校にいるわけではないので、そのP T A車両というものが例えばマイクロバスがそうだとか、あるでしょう。

○運天政弘教育庁参事 学校等の周年事業において寄附金等を募りまして、先ほどもお話が出ましたマイクロバスなどを購入してそれを学校に寄附するということがありますが、ただその場合に学校においてはそれぞれ基準等がありまして、なかなか受け入れることが難しいということになっておりますので、それをP T Aで受け入れて管理をしているという状態になります。

○當間盛夫委員 なぜ、マイクロバスやワンボックスカーのP T A車両が必要なのですか。

○運天政弘教育庁参事 学校の部活動等において生徒を運搬するようなことが

ございますので、その活用をしていくためにP T A等で受け入れております。

○**當間盛夫委員** 部活動というのは教育課程の中には入らないのですか。

○**運天政弘教育庁参事** これは教育課程外ということになっております。

○**當間盛夫委員** では、マイクロバスやワンボックスカーというのは、その教育課程の中では一切使わないのですか。

○**運天政弘教育庁参事** そういうことはございません。一切ということではなく、やはりP T A車両の今の実態としては主に日曜日や休みに大会等の生徒を運搬するのが主でございますが、それ以外でも使われているということは承知しております。ただし、それはほんの一握りと言いますか、学校教育上はほとんど使われていません。そのほか、P T A車両でありますので当然P T A活動の用にも供しているということは存じております。

○**當間盛夫委員** 平日はほとんど使われずに置いているという認識ですか。教育課程の中では一切これを使わないということですか。では、これを運転するのはP T Aの方々ですか。

○**運天政弘教育庁参事** 平日はほとんど使いませんが、使う場合もあります。さらに、今お話のありましたほとんどP T Aの方かということですが、そのP T Aの中には先生も入っておりますので、そういう意味では先生も引率等で使っているということです。

○**當間盛夫委員** 皆さんこれを教育課程の中で平日でも使えるのですよね。高校になってくると、部活ではなく、そういう教育課程の中でも移動でマイクロバスなどを使っているのです。だから学校は必要とするのです。例えば、高等学校では50周年記念というのがこの二、三年で出てきています。それで何が必要かということになってくると、学校関係からマイクロバスという形になってきます。皆さんは全部O BやP T Aにそういった必要とされる部分の負担をかけておいて、それを教育課程の中では使わないから、その管理はできないということで全く減免をしないということは、総務部長、教育庁の皆さんは自動車税を取るところではないので、これはもう少し考えた方がいい。これは取らないといけないという理由でもあるのですか。

○佐次田薫税務課長 税の免除・減免については、地方税法や国の通知に基づいて条例で定めているというところがございます。今、P T A車両についてはそういう減免措置の規定がないということがございます。

○當間盛夫委員 ということは、逆に言えばP T A車両に関する県税の免除という条例をつくれればできるという認識でいいわけですね。

○佐次田薫税務課長 その場合でも、全国的な状況やP T A車両の実態などを見ながらの判断になると思います。

○當間盛夫委員 請願でもあるように、沖縄の公共交通は本土とは違うのです。鉄軌道云々というのはまだまだこれからだろうし、輸送のことからするとこれまでもずっとP T Aの父兄の皆さんやそういった車両に頼りっ放しだったのです。それを学校側からも最近マイクロバスを活用しているというのは現実の話になっているのです。それからすると、そういう県税の免除をしてあげるとか、教育委員会でも車両の所管などということは皆さんがやるべきであって、本来教育庁や県がやらないといけない部分を父兄に頼っているのですから、その辺はしっかりと整理をしてやってあげないと、平成29年度に消費税が上がる中で自動車取得税というのはなくなってくると思うのですが、やはりP T Aなどいろいろなところに負担をかけているというのはしっかり理解をしながら前向きに検討してもらいたいと思うのですが、どうでしょうか。

○平敷昭人総務部長 実は今回、教育庁と一緒に学校の実態がどのようになっているのかという調査をさせていただきました。それで、利用実態を聞いてもさまざまということがあるようです。例えば、所管の話もありましたが、所管を移すことに関して学校によって考え方の違いがあるようです。ですから、もう少し実態を調べて対応する必要があると考えておりました。今5校ほどでどういう利用実態になっているか、日誌などを確認させていただいたのですが、実態調査を行って把握をした上で、その結果に基づいてP T A車両の今回の請願内容について、どのような対応がとり得るかというのは教育庁とも協議を行っていきたいと考えております。

○當間盛夫委員 P T A車両という物があること自体、私はどうなのかというところがあります。やはり学校というのは県の管轄なわけですから、皆さんが

その車両というものを出す。これはP T Aの父兄が使っているわけではなく生徒そのものの活用になっているわけですから、その実態もしっかりと持ちながら出されている部分もしっかり検討してもらいたいと要望して終わります。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
渡久地修委員。

○渡久地修委員 今回の請願第1号ですが、先ほど条例上の規定はないと言っていましたよね。これは規定を設けたらできるということですか。

○佐次田薫税務課長 条例で今決めている部分は地方税法や国の通知に基づいて決めているということですが、おっしゃったように実態とかありますが、また全国的な状況も見ながら判断していくことになると思います。

○渡久地修委員 ここにあるように、税を免除するということを条例で決めたら、国からペナルティーが科せられるのですか。

○佐次田薫税務課長 特にペナルティーがあるということではありませんが、減免した場合は地方交付税に影響してくるということですが。

○渡久地修委員 特に税に関しては全国一律になっていますが、各地方でやった場合にいつも地方交付税に影響すると言われるのですが、この請願に出されているように沖縄には鉄軌道がないなどのいろいろな状況のもとで、沖縄が条例に減免できるという規定を設けて減免したら、本当に地方交付税が削られるのかどうかというのが大きな問題だと思うのです。一つの判断基準になると思うので、ここははっきりさせてもらえますか。

○平敷昭人総務部長 少し訂正させてもらいますと、地方交付税の計算には基本的には影響しないと考えております。問題は、税は基本的には公平に課税すると。その制度を安定的にするというものがあまして、特定の分野を減免することに関しては不均一課税など特例の条例で減収補填など制度上のものがあるものについてやっているわけです。そこで、P T Aという車両を特定して減免するのか、そうするとこれと類似のものはほかにあるのかなど、この辺を全体的にきれいに整理しないことには要望があるものだけ減免していくのかということもありますし、さらに学校の公用車とP T A車の位置づけなども整理を

して、慎重に検討したいというところです。

○**渡久地修委員** 条例に規定を設ければ可能なのですよね。問題は、皆さん方がこの請願・陳情を受けて一つの教育、そして実際上は沖縄の学校教育で必要だという認識を持ち切れるかどうかだと思うので、その辺は次の議会でもまた聞きますので、それまでには一定の整理はやっていたほうがいいのではないですか。これは前から出されてもいますので、ぜひ急いで整理しておいてください。

○**平敷昭人総務部長** 先ほど答弁させていただいたように、教育庁と一緒にP T A車両の利用実態、教育課程とは違うという答弁もありましたが、その利用実態も踏まえてどのような対応ができるかということは検討させていただきたいと思います。

○**山内末子委員長** ほかに質疑はありませんか。  
仲田弘毅委員。

○**仲田弘毅委員** このP T A車両に対する意見は私は以前にも述べさせていただきましたが、特段の御配慮をお願いしたいということを何回も言っています。この減免に関しましては、営利目的の車両ではないということがまず第1番目、そしてP T Aというのはある意味では学校サイドでできない授業をフォローして、バックアップしているのがP T A活動の一環であって、しかも健全育成という立場から校外補導・指導で、夜中も公用車のような形で使われています。そしてP T Aは小・中学校の義務教育課程のP T Aと県立のP T Aが2つあるわけです。先ほど担当の先生からお話がありましたように、P T Aは教職員会員と保護者会員が同額のP T A会費を納めています。県立高等学校は一時期、先生方はP T A会費を払わなかった時期があったのですが、今はみんな同額になっています。ですから、子供たちの公教育の中で教職員も保護者会員も一緒になって頑張っている。しかも、我々から見ると部活動も教育活動の一環としか見えないところもたくさんあるわけです。その部活動が教育活動外で、その中でこの公用車が使われているということも考えると、やはり沖縄からP T A車両の減免というものを打ち出してもいいのではないですか。これは大方の委員の皆さんが賛同すると思いますので、ぜひ御配慮をお願いします。

○**山内末子委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、総務部関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

休憩 午後0時3分

再開 午後1時22分

○山内末子委員長 再開いたします。

次に、乙第10号議案運転免許の取得可能年月日の誤通知により生じた損害の賠償に関する和解等について及び乙第11号議案初心運転者講習通知書の誤送付により生じた損害の賠償に関する和解等についての2件について審査を行います。

なお、ただいまの議案2件については、説明は一括して行い、質疑は各議案ごとに行いますので、御協力のほどお願いいたします。

ただいまの議案2件について、警務部長の説明を求めます。

幡谷賢治警務部長。

○幡谷賢治警務部長 乙第10号議案運転免許の取得可能年月日の誤通知により生じた損害の賠償に関する和解等について及び乙第11号議案初心運転者講習通知書の誤送付により生じた損害の賠償に関する和解等について、御説明申し上げます。

はじめに、乙第10号議案の概要ですが、平成26年4月14日、運転免許の取消処分者から運転免許の再取得に係る受験資格の有無に関する照会を受け、同月25日、相手方に対し、正しくは、運転免許取得可能年月日が平成28年3月14日であるにもかかわらず、運転免許取得可能年月日を平成26年3月14日と記載した誤った運転免許受験資格回答書を交付したことにより、相手方に運転免許の再取得が可能であると誤解を与え、運転免許を再取得するため、自動車教習所に入所し、平成26年5月9日から同年6月30日までの間、合計10回にわたり、自動車運転教習料金を負担させる損害を与えたものです。

本件事案については、相手方に過失はなく、誤った運転免許受験資格回答書

を交付した警察職員の行為に過失があったことを認め、本件事案による一切の損害賠償金として、相手方に21万7128円を支払うことを内容とする和解であります。

次に、乙第11号議案の概要ですが、平成26年7月29日、警察本部交通部運転免許課において、運転者管理システムに誤ったコードナンバーを入力したことにより、当該システム上で相手方が初心運転者講習の受講対象者として認識され、平成26年8月22日、初心運転者講習の受講対象者ではない相手方に当該講習の受講対象者である旨を記載した誤った初心運転者講習通知書が送付されることとなり、相手方に当該講習を受講しなければならないとの誤解を与え、平成26年9月10日、自動車教習所において、当該講習を受講させて、初心運転者講習手数料を納付させる損害を与えたものです。

本件事案については、相手方に過失はなく、運転者管理システムに誤ったコードナンバーを入力した警察職員の行為に過失があったことを認め、本件事案による一切の損害賠償金として、相手方に1万8200円を支払うことを内容とする和解であります。

以上で、乙第10号議案及び乙第11号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

**○山内末子委員長** 警務部長の説明は終わりました。

これより、各議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

まず、乙第10号議案運転免許の取得可能年月日の誤通知により生じた損害の賠償に関する和解等について質疑を行います。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

**○當間盛夫委員** 記載を誤ったということですが、これはどこでどう誤ったのですか。

**○幡谷賢治警務部長** 道路交通法の違反や交通事故などで運転免許の取り消し処分を受けた場合には、一定期間運転免許が取得できなくなります。これを欠格期間と呼んでおります。また、欠格期間終了後の5年間を特定期間と呼んでおります。欠格期間を満了すれば、運転免許の再取得は可能ですが、その特定期間の間に酒酔い運転やひき逃げなどの特定違反行為あるいは運転免許の取り

消し基準に該当する交通違反により再び取消処分を受けた場合には、取消処分に伴う欠格期間に加えさらに一定期間運転免許を取得できないという期間が加算される処分が伴うことになるのですが、本件の場合には交通違反により累積点数が取消処分の基準に達したことによって運転免許の取り消し処分となりまして、欠格期間が2年と定められました。この2年の欠格期間に加え、特定期間における免許取消処分の基準に達する違反を犯したことで、さらに2年間の欠格期間が加算されることとなり、本来であれば合計4年間運転免許が取得できないことになってしまったのですが、職員が特定期間中の違反として加算すべき2年間というのを見落としてしまった結果、正しくは運転免許の取得可能年月日が平成28年3月14日であったところを平成26年3月14日として誤って回答してしまったというものであります。

○**當間盛夫委員** この回答を出したのは沖縄県警であったという認識でいいわけですね。この和解の相手方が神奈川県の方というところもありますので、その中で県警がそういう回答をしたから八重山の教習所で教習を受けられたという認識でいいのですか。

○**喜屋武正志運転免許課長** 相手方につきましては、沖縄居住の者ではありませんでしたが仕事の関係で神奈川県に行きまして、それで今現在は向こうの住所になっております。

○**當間盛夫委員** これは単純に担当職員の年数的な誤解というものでいいのでしょうか。

○**喜屋武正志運転免許課長** 担当職員は本来の係の者ではなく別の係が応援した経緯もあって、ただ、そういった特定期間についての認識は十分にあったのですが、チェックをする際に見落としてしまったという背景がございます。

○**當間盛夫委員** 別の担当職員であったと言いますが、この二重チェックというのはないのですか。

○**喜屋武正志運転免許課長** 二重で担当の者も確認をしておりますが、今回は見落としをしております。

○**山内末子委員長** ほかに質疑はありませんか。



(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第10号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第11号議案初心運転者講習通知書の誤送付により生じた損害の賠償に関する和解等について質疑を行います。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 これは相手方が訴えないと出てこなかった事案になるのですか。

○喜屋武正志運転免許課長 今回の発覚は、相手方が誤通知によって指定の自動車学校に赴きまして、そこで初心運転者講習を受講しております。その講習の受講後、その結果を運転者管理システムに登録する際に、ただ、その登録の時点では今回ミスのありました車両の入力のコードが修正されておまして、そうしますと初心運転者講習の対象ではないということがシステム上に示されまして、そこから確認をして今回誤通知によってこういった事案が発生したということが発覚しております。

○當間盛夫委員 システム上ではそういったものではじかれてきたという認識でいいわけですね。当初、誤ったコードを入力して、初心者受講をさせる中で改めてこれを入れると出てこなかったのので、再度確認をしたら初心者ではなかったということが出て返還に至ったという認識でいいわけですね。

○喜屋武正志運転免許課長 そのような認識で結構だと思います。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第11号議案に対する質疑を終結いたします。

以上で、乙第10号議案及び乙第11号議案の2件に対する質疑を終結いたしま

す。

次に、陳情平成25年第18号を除く公安委員会関係の陳情4件について、審査を行います。

なお、陳情平成25年第18号につきましては、知事公室及び企画部と共管することから、企画部関係の陳情審査において質疑することとしております。

ただいまの陳情について、交通部長及び刑事部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明願います。

渡真利健良交通部長。

**○渡真利健良交通部長** 沖縄県公安委員会の所管に係る陳情の処理経過及び処理方針について、御説明いたします。

お手元の陳情の要旨・処理概要をごらんください。

陳情平成26年第71号西崎特別支援学校正門前信号機設置に関する陳情につきましては、同校の特殊性を考慮しつつ、他の信号機設置の上申とあわせて設置の必要性について総合的な検討を行った結果、平成27年度内に設置する方向で進めてまいりたいと考えております。

陳情平成25年第108号公共工事発注に際しての事業用自動車(緑ナンバー)使用に関する陳情及び陳情第27号バスレーンのタクシー空車乗り入れに関する陳情につきましては、いずれも前回委員会以降、処理方針に変更はありませんので説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

**○山内末子委員長** 交通部長の説明は終わりました。

次に、陳情第31号について刑事部長の説明を求めます。

知花幸順刑事部長。

**○知花幸順刑事部長** 沖縄県公安委員会の所管に係る陳情の処理経過及び処理方針について、御説明いたします。

お手元の陳情の要旨・処理概要の5ページをごらんください。

陳情第31号名護警察署職員に対する苦情申し立てに関する陳情につきましては、前回委員会以降、処理方針に変更はありませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○山内末子委員長 刑事部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 陳情第27号バスレーンのタクシー空車乗り入れに関して、タクシー業界の皆さんも空車時のバスレーンの通行を要請しているところなのですが、今回の処理方針でも前回と変わらないという形なのですが、今現在、朝夕のバスレーンが延長されたのですが、これは実証中なのですか。今どういう状況にあるのでしょうか。

○渡真利健良交通部長 県が行っている公共交通活性化の一施策としましてバスレーンを延長してはどうかという意見があるということで調整いたしまして、ことしの2月から1年間延長を実施した結果を踏まえて最終的にバスレーンの延長を決定しようということで、今、実験期間中でございます。

○當間盛夫委員 1年間の実験中だということですが、この実証実験はどういうことを見るためのものになるのですか。

○渡真利健良交通部長 今回の実証実験をする前の交通の渋滞状況、それから周辺に連結する交通の渋滞状況等を実験後にどういう影響が出るのか検証した上で、本格的な運用をするかどうかの判断をするための実験でございます。

○當間盛夫委員 そういう実証実験—いろいろな状況的なものを見るということであれば、今回この陳情で出されているタクシーの空車時の乗り入れ等々も、その実証実験で空車時にそこを走行したときにどうなのかということを実証するのも一つの提案だと思いますが、どうなのでしょう。

○渡真利健良交通部長 委員のおっしゃるとおり、業界から要請等があることは我々も承知しております。今回の実証実験を踏まえまして、いろいろ交通に影響が出てくるのか出てこないのか、その辺が出てくると思います。御承知の

とおり、もともとバスレーンの規制というのは県民を定時的に大量輸送するというので従来からずっと実施してきたわけですが、その過程において変化も生じておりますので、これまでも時間の短縮等の見直しがされてきました。ですから、タクシー業界からの要請や今回の実証実験も踏まえた上で、さらに輸送機関というのはバスなど別の輸送機関もありますので、その辺の業界の意見も拝聴しながら検討する余地があれば検討してまいりたいと考えております。

○**當間盛夫委員** バス・タクシーが公共交通ということは皆さんも認識は一つだと思います。バスレーンに関しては大量輸送ということも我々も認識しているのですが、基本的にバス・タクシーという沖繩においての公共交通ということであれば、この実証実験の中でも空車時のタクシーを走らせると状況がどうなるかということをやられたほうがいいと思います。

○**渡真利健良交通部長** 委員のおっしゃる空車のタクシーが乗り入れた場合の影響についても、今回の実証結果も踏まえた上で実験をする余地があれば実験してみたいと考えております。

○**當間盛夫委員** ぜひ、1年間のそういう実験期間があるわけですから—これは国道58号だけなのです。国際通りなどの単線はそれはないわけですので、3車線の国道58号の部分となってくると、やはり空車時にそこへ入れないということで乗務員も真ん中を走っているとなかなかとめにくい。また、走行しているときに急にお客さんがいると。今タクシー業界の皆さんも状況的によくないのです。それからすると、お客さんが手を挙げて急に入ってしまったときの安全性等々も含めて、やはり公共交通というタクシーのあり方ということをお考えすると実証実験の中でぜひしっかりと検証してもらいたい。これを要望として終わります。

○**山内末子委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**山内末子委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、公安委員会関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員の入れかえ)

○山内末子委員長 再開いたします。

次に、乙第2号議案住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、企画部長の説明を求めます。

謝花喜一郎企画部長。

○謝花喜一郎企画部長 乙第2号議案住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

この議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、住民基本台帳法の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

資料の3ページをお開きください。

概要について御説明いたします。この図は市町村長が作成いたします、住民基本台帳記載事項の本人確認情報を国の機関等で提供する際の手続の流れを示したものとなっております。左側は改正前、右側は改正後となっております。

まず、左側の改正前でございますが、①総務大臣が指定した指定情報処理機関は、③都道府県知事からの委任を受け、図の右下、枠内で示した住民基本台帳に記載する氏名、住所等の本人確認情報を、⑤国の機関等へ提供する際、⑥条例で定める手数料を徴収しております。しかし、より安定的に情報提供事務を処理するため、住民基本台帳法の改正により、右側の改正後のとおり、当該委任制度が廃止され、地方公共団体情報システム機構が、直接本人確認情報を国の機関等へ提供し、みずから定める手数料を徴収することとされました。

そのため、指定情報処理機関が知事の承認を受けて決定している情報提供手数料の額の決定に関する規定を廃止するほか、所要の改正を行うものであります。

施行日は、住民基本台帳法の改正に合わせ平成27年10月5日としております。

以上で、企画部所管の乙号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○山内末子委員長 企画部長の説明は終わりました。

これより、乙第2号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○**當間盛夫委員** 住民基本台帳とは、どういうシステムですか。日本年金機構の漏えいの問題がありました。一つの基金の中にいろいろなものがあつたのですが、住民基本台帳は別のもので皆さんはやられているというところがあるのですが。

○**謝花喜一郎企画部長** 住民基本台帳ネットワークのシステムについて御説明いたします。住民基本台帳ネットワークシステムというのは、住民の状況と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、居住環境を公証する住民基本台帳をネットワークいたしまして、氏名、住所、生年月日、性別の4つの情報を住民票コードによりまして、地方公共団体共同のシステムとして全国共通の本人確認ができる仕組みでございます。

○**當間盛夫委員** これはシステム上、市町村の職員がやるのですが、セキュリティー的にはどういう部分で皆さんは大丈夫だという認識をお持ちなのか。

○**謝花喜一郎企画部長** 俗に住基ネットと言われますが、これにはさまざまなセキュリティーシステムがとられております。制度面では、本人確認情報を利用できる事務主体を法令などで制限しております。技術面では、ネットワークのセキュリティー対策といたしまして、一般の回線と離して安全性の高い専用回線としております。ファイアウォールの設置や、通信データも暗号化して、二重、三重の対策が講じられているということでございます。

○**當間盛夫委員** それに伴って、今度は個人番号ということでマイナンバーが出てきておりますが、これがよくわからないのです。

○**謝花喜一郎企画部長** マイナンバーをどういった形で県民、国民の生活が変わるかということですが、これまで申請する際に、住民票とか個別に申請をしていたわけですが、例えば県税の確定申告をするときや、生活保護ですとか障害者手帳、児童扶養手当、こういったものに対して住民票や所得証明書などの

添付書類が省略できるといったメリットがございます。

○**當間盛夫委員** 今まで、住民票などの所得のものを添付する必要があったのが、マイナンバーだと、番号を提示するだけで添付していたものが省略されるという認識でよろしいでしょうか。

○**謝花喜一郎企画部長** おっしゃるとおりでございます。

○**山内末子委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**山内末子委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第2号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○**山内末子委員長** 再開いたします。

次に、企画部関係の請願平成26年第5号外3件及び陳情平成24年第129号外28件の審査を行います。

なお、陳情平成25年第18号につきましては知事公室及び公安委員会と、陳情平成25年第146号、陳情平成26年第32号及び同第106号につきましては総務部と、陳情平成25年第147号につきましては環境部と、陳情平成26年第66号につきましては子ども生活福祉部と、陳情第74号につきましては農林水産部と共管になっております。

ただいまの請願及び陳情について、企画部長の説明を求めます。

なお、継続の請願及び陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

謝花喜一郎企画部長。

○**謝花喜一郎企画部長** それでは、企画部に関する請願及び陳情案件につきまして、お手元の総務企画委員会請願及び陳情に対する説明資料により、処理方針を御説明申し上げます。

表紙をめくっていただきまして、目次の1ページから4ページ目に請願及び

陳情の一覧表がございます。企画部関係では、継続の請願が3件、新規の請願が1件、継続の陳情が25件、新規の陳情が3件となっております。

新規及び変更のあった事案についてのみ、御説明いたします。

4ページをお開きください。

新規の請願第3号旭橋都市再開発株式会社に就任している役員の「利益相反」疑念に関する請願について御説明いたします。

1、2及び3につきまして、旭橋都市再開発株式会社に確認したところ、A氏が代表を務める株式会社に対し、旭橋都市再開発株式会社が工事を発注したという事実はないと聞いております。

同社は、監査役と取締役会が設置されている株式会社であり、会社法に基づき、監査役が同席する取締役会において執行を監督し、適切な会社運営に努めております。

4につきましては、県は、これまでも公社等の指導監督要領に基づき、同社に対し、適切に指導を行っております。

今後、会社の自主性を尊重しつつ、同社の設立趣旨に沿って、業務が適切かつ効率的に行われるよう指導してまいります。

続きまして、陳情の継続審査のうち、主な変更部分について御説明いたします。

11ページをお開きください。

陳情平成25年第50号「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情の記事項2について、次のように変更を行っております。

伊江村においては、平成26年度に北部連携促進特別振興事業による村内のWiMAX整備が完了し、平成27年4月から供用が開始されており、同村における高速情報通信回線網は整備済みであると考えております。

記事項4の(1)について、次のように変更を行っております。

県では、平成25年度から平成28年度にかけて、離島地区情報通信基盤整備推進事業を実施しており、この事業により、南部離島町村（渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、久米島町）が海底光ケーブルで結ばれ、高速大容量かつ2ルート化された中継伝送路が完成し、超高速ブロードバンド環境の整備が可能となります。

本来、島内における光ファイバー網の整備は、民間通信事業者が主体となることが基本であります。人口が少なく需要が少ない離島においては、採算性などの課題があることから、民間による整備が進まない状況にあります。

これらの地域については、行政支援による整備が必要であると考えており、今後、需要見込み等を考慮し、その整備手法、維持管理の方法及び費用負担に



ついて、関係町村及び通信事業者と協議を行い、事業化に向けて取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、13ページの6について、次のように追加しております。

生活コストの低減支援につきましては、平成27年度から離島生活コスト低減事業を実施しております。

これは平成24年度から平成26年度に実施した離島生活コスト低減実証事業を引き継いで実施する事業であり、今年度は沖縄本島から対象離島である座間味島、阿嘉島、渡嘉敷島、北大東島、南大東島までの生活必需品等の海上輸送費を補助するとともに、対象離島住民の価格低減に対する実感度を高めるなど、より円滑な事業の実施方法の検討や、対象離島の拡大を含めた事業展開について、離島市町村等の関係者と調整を行うこととしております。

15ページをお開きください。

陳情平成25年第63号水源基金の継続に関する陳情について、次のように変更を行っております。

水源基金解散後のダム所在市町村への新たな支援については、県、県企業局、受水市町村及びダム所在市町村の間で、これまで、十数回にわたり意見交換を重ねてきました。

特に、平成25年から平成26年度にかけては、ダム所在市町村からの要望のうち、受水市町村の賛同が最も多かった森林整備事業への支援について、具体的に検討をまいりました。

その結果、多くの市町村から一定の理解を得ることができたものの、最終的には、関係機関全ての合意を得るには至りませんでした。

そのため、今年度、改めてダム所在市町村との間で、水源地域特有の行政需要について意見調整を行うとともに、新たな支援のあり方について、受水市町村など関係機関との協議を進め、平成27年度内の合意形成を目指してまいります。

16ページをお開きください。

陳情平成25年第64号水源基金の継続に関する陳情については、ただいま御説明しました、15ページの処理方針と同じ変更となっておりますので、説明を省略させていただきます。

18ページをお開きください。

陳情平成25年第104号美ぎ島美しゃ（先島）圏域の振興発展に関する陳情について、御説明いたします。1の（2）について、次のように変更を行っております。

末尾の「今後の市町村の検討状況等を踏まえ、適切に対応していきたいと考

えています。」の箇所につきまして、「平成24年度に創設された沖縄振興特別推進交付金事業を着実に実施し、離島における克服すべき課題に取り組むとともに、今後、その効果等を検証した上で、市町村の検討状況等を踏まえ、適切に対応していきたいと考えています。」。

24ページをお開きください。

陳情平成26年第1号LPG等燃料価格の急激な高騰に関する陳情について、御説明いたします。

3段落目について時点修正といたしまして、平成27年6月には440ドルまでと修正しております。

32ページをお開きください。

陳情平成26年第41号燃料高騰対策に係る助成金に関する陳情については、ただいま御説明しました、24ページの処理方針と同じ変更となっておりますので説明を省略させていただきます。

33ページをお開きください。

陳情平成26年第42号平成26年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情について、御説明いたします。

34ページの4についてですが、平成26年度の補助実績額といたしまして、10億円と時点修正しております。

42ページをお開きください。

次に、新規陳情第46号の平成27年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情の記事項2について御説明いたします。

辺地対策事業債は、国の地方債計画の計上額の範囲内において、同意等予定額を定めることとされており、辺地債発行額が地方債計画の計上額の範囲内におさまることを確認した上で、同意が行われております。

県としては、辺地対策事業債は、辺地を有する市町村において、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図ることを目的とする極めて有利な財政措置であると認識しており、九州各県の動向を踏まえ、今後の対応を検討していきたいと考えております。

3、4、5及び7について御説明いたします。

県では、平成17年度から平成19年度にかけて沖縄県離島地区ブロードバンド環境整備促進事業によりADSLや無線方式でブロードバンド環境を整備したところではありますが、より高速な超高速ブロードバンド環境の整備が求められているところでもあります。

このような状況も踏まえ、県では、平成25年度から平成28年度にかけて、離島地区情報通信基盤整備推進事業を実施しており、この事業により、南部離島

町村（渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、久米島町）と多良間村、与那国町を含む先島地域が海底光ケーブルで結ばれ、高速大容量かつ2ルート化された中継伝送路が完成し、超高速ブロードバンド環境の整備が可能となります。

本来、島内における光ファイバー網の整備は、民間通信事業者が主体となつて行うことが基本であります。人口が少なく需要が少ない離島においては、採算性などの課題があることから、民間による整備が進まない状況にあります。

これらの地域については、行政支援による整備が必要と考えており、今後、需要見込み等を考慮し、その整備手法、維持管理の方法及び費用負担について、関係町村及び通信事業者と協議を行い、事業化に向けて取り組んでいきたいと考えております。

なお、南大東村及び北大東村における島内のF T T H化については、平成23年度に総務省補助により整備した無線方式のブロードバンド環境の使用期限や北大東村への海底光ケーブルの敷設が必要となる等の課題があるため、今後、整備手法や維持管理の方法、費用負担等について検討を行い、南大東村、北大東村及び通信事業者と協議していききたいと考えております。

また、久高島における島内のF T T H化については、久高島への海底光ケーブルの敷設が必要となる等の課題があるため、今後需要見込み等を考慮し、整備手法や維持管理の方法、費用負担等について検討を行い、南城市及び通信事業者と協議していききたいと考えております。

44ページをお開きください。

次に、新規陳情第73号返還跡地西普天間住宅地区の利用及び支障除去に関する陳情について、御説明いたします。

1（1）、（2）、（3）の跡地利用計画策定の経緯等について御説明いたします。

西普天間住宅地区の跡地利用計画について、平成16年5月に宜野湾市は、幹線道路の配置や公共用地の確保等を課題とした住宅地中心の瑞慶覧地区跡地利用基本計画（以下、基本計画という。）を策定しております。

その後、統合計画により返還時期が示された平成25年4月に、策定から約10年が経過した基本計画について、宜野湾市は、市地主会、沖縄県、沖縄防衛局及び沖縄総合事務局など関係5者で構成する協議会を設置し、同協議会において、上位計画や社会経済情勢の変化も踏まえ、課題の再整備を行い、基本計画の見直しを行うことを確認しました。

基本計画の見直しに当たって、宜野湾市は、土地利用計画（素案）、同計画（案）、同計画（修正案）を策定し、その都度地権者の意向を確認するアンケート調査や説明会を行っております。

その結果、国際医療拠点ゾーンや人材育成拠点ゾーンを配置した土地利用計画（修正案）について、平成26年度に実施したアンケート調査では、8割以上の回答者がおおむね賛同しております。

平成26年3月、宜野湾市は、跡地利用計画を策定するに当たり、有識者から幅広く意見を聞くため、キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）跡地利用計画調査検討委員会を設置し、跡地利用基本計画（案）を策定しました。

また、平成27年6月には、自治会、商工会、婦人会の代表が委員となっている、市附属機関設置条例に基づく宜野湾市軍用地跡地利用計画策定委員会を設置し、同年7月下旬には、同策定委員会からの答申を経て、庁議において跡地利用計画を決定することとなっております。

宜野湾市において、これらの協議会及び委員会の議事録については公開されております。また、跡地利用計画が策定された際には、市ホームページにこれまでの経緯も含め、跡地利用計画の掲載を予定しているところであります。

西普天間住宅地区の跡地利用について、沖縄県としては、関係者と連携しながら円滑な跡地利用に取り組むとともに、今後も協議会等を通じて適切に情報公開を行うよう努めてまいります。

国際医療拠点の検討経緯と概念についてですが、平成19年7月に沖縄県が策定した「アジア・ゲートウェイの拠点形成に向けた取組方針」においては、アジア・太平洋地域における医療分野での国際医療拠点の形成を図ることとしております。

また、平成24年5月に策定された沖縄21世紀ビジョン基本計画においては、アジアにおける先端医療拠点の形成を目指すこととしております。

宜野湾市は平成25年9月に、医療、福祉等の都市機能導入等に関して、沖縄県へ協力要請を行っております。

こうした経緯等も踏まえ、西普天間住宅地区において、国、県、宜野湾市、琉球大学医学部及び同附属病院などの関係者が連携し、高度医療及び研究機能の拡充、地域医療水準の向上、国際研究交流と医療人材育成の3つの施策を柱として、国際医療拠点の形成を目指すこととしております。

まず、高度医療及び研究機能の拡充については、医療技術革新に向けて、再生医療や創薬、感染症、疾患ゲノム等の研究開発の拠点化を図ることで、医療関連企業の集積や新規医療産業の創出による雇用が生まれるものと考えております。

次に、地域医療水準の向上については、地域に従事する医師の養成・確保、離島・僻地への医療支援の拡充に取り組んでまいります。

また、高度救命救急センターを設置することにより、救急医療を充実させる

ことができるものと考えております。

さらに、医療技術の革新に向けた研究機能拡充の成果を、地域の医療現場に的確に反映させることで、本県の先進医療体制の充実に取り組んでまいります。

国際研究交流と医療人材育成については、先端医療技術に関する国内外医療機関との共同研究や、アジア諸国の学生・研究者を受け入れ、教育研修や技術指導を行うことを考えております。

また、国際学会等を開催するなど、国内外の研究者・学生の交流拠点とすることで、国際的な医療人材が育成されるものと考えております。

1（4）について御説明いたします。47ページをお開きください。

跡地利用推進法第3条の基本理念においては、国の責任を踏まえた跡地利用の推進が明記されております。

また、国は、同法第26条に基づき、広域的な見地から計画的な開発整備を行うことにより沖縄県の自立的な発展などの拠点と認められる区域等について、県及び関係市町村の意見を聞いた上で、拠点返還地として指定することとなっております。

西普天間住宅地区については、国道58号等の主要幹線道路に隣接する交通の要衝であること、自然環境の保全や良好な景観形成により豊かな生活環境の創造拠点となること、高度医療機能の導入により本県の医療拠点となる可能性を有すること等の理由から、平成26年1月に拠点返還地として指定されました。

同法第27条において国は、拠点返還地において重点的に推進すべき公共施設の整備及び産業の振興に関する事項等について、県及び関係市町村の意見を聞いた上で、国の取り組み方針を策定できることとなっております。

沖縄県、宜野湾市及び市地主会において、同地区の跡地利用を推進するためには、国の積極的な支援が必要なことから、平成26年6月には、県、宜野湾市、琉球大学の三者により、同地区における国際医療拠点形成に向けた国の積極的な財政支援や、国の取り組み方針における国家戦略としての位置づけ等を国に要請しました。

その結果、同法第30条に基づく駐留軍用地跡地利用推進協議会において、国の取り組み方針を策定することが確認されております。

沖縄県としては、今後、宜野湾市が策定する跡地利用計画等を踏まえ、国、県、市などの関係者が連携して取り組むことで、宜野湾市の振興はもとより、沖縄県全体の振興に資する跡地利用を進めていくことが重要と考えております。

1（5）について、御説明いたします。48ページをお開きください。

日本発の最先端治療である重粒子線治療施設の導入は、琉大医学部・同附属

病院と連携することで、県民に向けた先進医療の充実に加え、本県の医療産業の振興や国際交流の推進を図るなど、沖縄振興に貢献することが期待できます。

このことから沖縄県においては、アジア地域における国際医療拠点形成を視野に入れ、重粒子線治療施設の導入に向けた調査・検討を行ってきました。

具体的には、従来の放射線治療に比べ高い効果を有し、身体への負担も少なく、短期間での治療が可能な同施設の導入に向け、実現可能性の高い事業スキームや国際医療拠点における位置づけ等の整理を行ってきたところです。

また、平成25年度においては、重粒子線治療に関する県内5地区での公開セミナーやアンケート調査を行っております。

一方で、集患のあり方や高額な治療費等が課題となっており、これらの課題については、引き続き、その解決方策等のさらなる調査検討を行うこととしております。その中で、国内外の関係機関と連携した集患のあり方や、県民が利用しやすい治療費設定等の具体策について、整理を行うこととしております。

県としては、こうした取り組みを進めながら、ことし秋ごろには、国際医療拠点における位置づけ等について、一定の方向性を示していきたいと考えております。

なお、同施設の整備・運営を行う場合には、放射線障害防止法等の基準に基づき、管理区域の設定など、安全確保に必要な対応を行うこととなります。また、放射性廃棄物については、平成25年度報告書において、「本施設の場合、基本的に放射性物質自体を扱うわけではないことから、日常業務（炭素線治療）では発生しないと考えてよい。」とされております。

1（6）について御説明いたします。49ページをお開きください。

普天間高校同窓会及び同校PTAは、学校敷地が狭隘であることにより教育活動等に支障を来している状況の改善を求め、地域における約1万7000名の署名とともに、西普天間住宅地区への同校移設について、県知事、県教育長、宜野湾市長宛てに要請されたところです。

宜野湾市が策定する跡地利用計画における同校移設を想定した配置については、通学の利便性や地区全体の配置計画等を勘案するとともに、市のアンケート調査結果も踏まえて計画されているものであり、検討段階の土地利用計画は随時公開されてきたところです。

なお、同地区の支障除去措置については、跡地利用推進法に基づき、国は、区域の全部について、所有者等に土地を引き渡す前に、駐留軍の行為に起因するものに限らず、土壤汚染・不発弾の除去等、徹底した支障除去措置を講ずることとなっております。

沖縄県としましては、宜野湾市の主体的な取り組みを尊重しつつ、国、県、

市、地権者、土地利用者等と連携しながら、円滑な跡地利用に向けた取り組みを推進してまいります。

50ページをお開きください。

次に、陳情第74号西系列河川（国頭村7河川）における流水占有許可期間更新に関する陳情について御説明いたします。

財団法人沖縄県水源基金解散後のダム所在市町村への新たな支援については、県、県企業局、受水市町村及びダム所在市町村の間で、これまで、十数回にわたり意見交換を重ねてまいりました。

特に、平成25年度から平成26年度にかけては、ダム所在市町村からの要望のうち、受水市町村の賛同が最も多かった森林整備事業への支援について、具体的に検討をしてまいりました。

その結果、多くの市町村から一定の理解を得ることができたものの、最終的には、関係機関全ての合意を得るには至りませんでした。

そのため、今年度、改めてダム所在市町村との間で、水源地域特有の行政需要について意見調整を行うとともに、新たな支援のあり方について、受水市町村など関係機関との協議を進め、平成27年度内の合意形成を目指してまいります。

2について御説明いたします。

水源地域から得られる水は、県民生活を支える大切な資源であり、水の安定的確保及び水質保全を図るためには、水源地域の環境を守っていく必要があります。

県においては、水資源の重要性に対する県民の関心を高め、理解を深めるため、県内小学生への水の学習に関する副読本を配付し、毎年8月1日水の日パネル展及び中学生水の作文コンクールを開催しております。

また、県民へ森と湖に親しむ機会を提供することによって、森林・ダム・河川・水資源等の重要性について県民の関心を高め、理解を深めさせるとともに、ダム所在地域の活性化に寄与することを目的に、森と湖に親しむ旬間連絡会議を通して、県内各ダムまつりへの助成を行っているところです。

今後とも引き続き、これらの普及啓発活動に取り組んでまいります。

4について御説明いたします。52ページをお願いします。

財団法人沖縄県水源基金解散後のダム所在市町村への新たな支援の検討については、県、県企業局、受水市町村及びダム所在市町村の間で、これまで、十数回にわたり意見交換を重ねてきたところです。

今後、これら関係者と水源地域の支援のあり方について、意見交換を続けることとしており、定期的な場の設置についても検討してまいりたいと考えて

おります。

以上で、企画部所管の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○山内末子委員長 企画部長の説明は終わりました。

次に、陳情平成25年第18号について、基地防災統括監の説明を求めます。

池田竹州基地防災統括監。

○池田竹州基地防災統括監 処理方針の6ページをお開きください。

企画部と公安委員会との共管となっております、陳情平成25年第18号につきましては経過に伴う状況について更新し、基本的な処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

以上、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○山内末子委員長 基地防災統括監の説明は終わりました。

次に、陳情平成25年第18号について、警察本部生活安全部参事官の説明を求めます。

浦添朝裕生活安全部参事官。

○浦添朝裕生活安全部参事官 企画部、知事公室との共管に係る陳情平成25年第18号タクシー車内防犯カメラの設置に関する陳情の処理方針については継続案件であります。

お手元の沖縄県公安委員会の陳情経過処理方針の7ページをごらんください。

前回以降、タクシーの犯罪発生状況の統計数字について、平成27年5月末現在の発生件数に変更しておりますので、御説明申し上げます。

平成27年5月末現在の県内におけるタクシーでの犯罪発生状況につきましては8件発生しており、罪種別では強盗2件、暴行1件、詐欺・無賃乗車5件であり、米軍構成員等を被疑者とする事件の発生はありません。

また、過去5年間におけるタクシー稼働中の乗務員を被害者とし、米軍構成員等を被疑者とする事件の発生状況につきましては12件発生しており、罪種別では傷害1件、暴行2件、窃盗4件、詐欺・無賃乗車1件、強盗1件、強盗致傷2件、偽造通貨行使1件であります。

県警察におきましては、タクシー乗務員に対する防犯対策として各地区で開



催されるハイヤー・タクシー協会の講習会等において防犯指導や強盗対処訓練等を実施しております。今後も引き続き協会等と連携を密にし、各種防犯対策を推進していきたいと考えております。

○山内末子委員長 生活安全部参事官の説明は終わりました。

次に、陳情平成25年第146号、陳情平成26年第32号及び同第106号について、総務統括監の説明を求めます。

砂川靖総務統括監。

○砂川靖総務統括監 企画部との共管となっております、陳情平成25年第146号、陳情平成26年第32号及び同第106号につきましては、前回の処理概要から変更はございませんので説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○山内末子委員長 総務統括監の説明は終わりました。

次に、陳情平成25年第147号について、環境政策課室長の説明を求めます。

松田了環境政策課室長。

○松田了環境政策課室長 企画部と共管となっております陳情1件につきましては、前回の処理概要から変更はございませんので説明は省略させていただきます。

以上、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○山内末子委員長 環境政策課室長の説明は終わりました。

次に、陳情平成26年第66号について、消費・暮らし安全課副参事の説明を求めます。

外間裕朋消費・暮らし安全課副参事。

○外間裕朋消費・暮らし安全課副参事 資料の37ページをお開きください。

企画部と共管となっております陳情平成26年第66号につきましては、前回の処理概要から変更はございませんので説明は省略させていただきます。

以上、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○山内末子委員長 消費・くらし安全課副参事の説明は終わりました。

これより請願及び陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願または陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 請願第2号について、3月にもこの場で説明を求めました。

このゲート式駐車場システムについて回答の処理方針の中で、「機材は売却を含めて有効活用を検討していると聞いております。」というところと、「その変更にあたっては既存システムのメーカーを含め、3社の製品を比較し、機能面及び価格面、整備費、維持費等の最も優れたシステムを選定したと聞いております。」と書いてあるわけですが、私も現場を見てきました。それで、その機材の売却を含めた有効利用と言うのですが倉庫に寝ていましたので、この間機材がどうなっているか。それから、本当に機能面、価格面でこのシステムがすぐれていたのか。この辺をもう一度精査をしてもいいのではないかと思います。その理由は、この駐車場システムの一ここには工事費2000万円と書いてありますが回答では1000万円ということだったのでそこは問いませんが、三菱商事がこのシステム機材の受注関係になっていますが、これはシェアから見るとアマノというのが非常にシェアが高い。そして、耐用年数がまだあるにもかかわらずそれをあえてかえたのか。この辺をもう一度説明していただきたいと思います。

○下地常夫企画調整課副参事 まず、機材の保管等についてですが、県におきましても担当職員が会社の同意を得まして実際に確認に行きました。そこで、実際に倉庫に保管されている駐車場のゲートシステム等を確認しております。会社に確認したところ、今後、売却等も含めて有効活用を検討していきたいと伺っております。もう一つ、製品の比較ということなのですが、システム変更にあたって旭橋都市再開発株式会社のB1街区の駐車場システムを導入する際に既存のE1街区のシステムとの相互利用を検討しまして、その結果両方の相互利用が可能になるようにということでE1街区のシステムを変更しております。今まで、先ほどおっしゃっていましたがアマノ製を導入していたものを三菱製にかえるという形で、会社のほうでは3つの会社のシステムを比較しまして、

最も経費的に安上がりでしかも相互利用が可能になるものとして変更したと聞いております。

○吉田勝廣委員 今後、この会社が図書館やバスターミナルなどを開発していきますよね。そのバスターミナルもずっと歩き回って調査してきましたし、この旭橋都市再開発株式会社が管理する各駐車場、建物も見てきました。そうすると、皆さんの図面の配置図にB 1街区駐車場、E 1街区駐車場システムが書いてありますよね。E 1街区とは地図を見れば建物が別ですよ。わざわざ既成のシステムの駐車場をかえる必要があるのか、そこがよくわかりません。耐用年数はあと何年になっていますか。

○下地常夫企画調整課副参事 駐車場システムの耐用年数は約10年と伺っております。

○吉田勝廣委員 ですから、その期間はあと何年残っているのですか。

○下地常夫企画調整課副参事 E 1街区のものについては3年半程度と聞いております。

○吉田勝廣委員 ですから、耐用年数はあと6年半残っているわけですよ。これをどうにかえるのか、ここが不思議ではないのです。普通の営業であればそうはいかないはずですよ。それも1000万円単位でしょう。この建物の構図があればよかったのですが、建物は別なので全然関係ないところですよ。ですから、その辺を今一度調査をする必要があるのではないかと思います。それから、その機材の売却を含めて有効活用を検討するというのは、例えば売却する方法をこの会社は努力した経過がありますか。

○下地常夫企画調整課副参事 会社においては、変更後に有効活用を含めて検討しているとしか聞いておりません。

○吉田勝廣委員 ですから、機材は売却を含めて有効活用を検討と書いていますが、恐らく売却以外にないでしょう。有効利用するというのは次の建物をつくってこれをまた活用するというのですから、これには矛盾があるでしょう。今使っている耐用年数があと6年半あるものを壊して、それをまた有効利用するということですが、どこで有効利用するのですか。ですから、これはいかが

なものかとかなり深刻に考えました。私はこのゲート式駐車場システムの陳情を出した人たちと一緒に見て回りました。会社からも私の事務所に来て、見て回りましたかと聞かれたので、見て回ったと答えました。そういうことがありましたので、そこはやはり三菱のシェアを考えると、今までゲート式・フラッグ式合計でアマノが291台のシェアをつくっているのです。三菱は14台しかやっていないのです。最近、那覇空港駐車場や北中城イオンモール駐車場も見に行きましたが、ここもアマノを使っているのです。そうすると、三菱は14台しかやっていない、しかも耐用年数があと6年あるにもかかわらず、建物も別なものになぜそこだけを活用するのかということに非常に疑問を感じています。皆さんは聞いていますとだけ言いますが、実際に調査してみたらこの機材は今後有効利用あるいは販売できる可能性があると思いませんか。

**○下地常夫企画調整課副参事** 機材の有効利用等については、会社が実質的に経営上の判断も含めて検討されているものと理解しております。

**○吉田勝廣委員** それはわかります。しかし、これには税金が使われているのです。耐用年数があと6年半あるものをわざわざかえて、その有効利用あるいは売却をするために努力をしたのですか。実際使っているものが寝ているわけですから、そこは聞く必要があるのではないですか。

**○謝花喜一郎企画部長** まず、そもそもB1街区でやったものをどうして機種を変更したのかということが問題だと思います。このB1街区というのはホテルもあって駐車場も狭隘などがありますが、そこへとめられない場合にやはりE1街区にもとめて相互利用ができるようにということで、陳情処理方針にも書いてありますが、要望が出てそういったことを行ったという経緯があるということでございます。委員からの御指摘は、そういう要望があったにしても今までまだ3年半しか使っていないものを置いておくのはもったいないのではないということなのですが、これは株式会社においても真摯に考えるべきことであると思います。県からああしろこうしろと言うことは、その会社の経営に関することです。差し控えたいと思いますが、ただ、委員からそういったお話があったということ、そして、有効活用についてしっかり行うようにということはお伝えしたいと思っております。

**○吉田勝廣委員** 私が疑問に思うのはそういうところです。要するに、建物が違うから、もちろんホテルがある建物とE1街区の持つ駐車場とは全然違うも

のですが、このホテルがある建物の駐車場がもし手詰まりでE 1に移動するというのはどうってことない話であって、わざわざそれを三菱のものにかえる必要はないのではないかというのが私の現場を見ての判断です。ですから、その辺はぜひ再度調査をして、また報告していただきたいと思います。それからもう一つは、売却を含めた有効利用ですから、買い手があれば一番いいのですが、恐らく今からこの会社が有効利用するということは不可能ではないかと、それは言い過ぎかもしれませんが、しかし売却ということですから、売却先を探す努力をしたかどうか、ここも再度調査をしてください。

次に、新規の請願第3号について、これも入札関係で、ここにいろいろと回答が書かれています。A氏が代表を務める株式会社に旭橋都市再開発株式会社が工事を発注したということですが、これは入札関係ですから調べればわかることだと思います。まず、その入札関係を調べたかどうか、2点目に、例えば入札をA氏が代表を務める会社が下請けをしたかどうか。実は、A氏が代表を務める株式会社が旭橋都市再開発株式会社の工事をやっているという目撃情報もあるものですから、この目撃情報が正しいかどうかは別として、ここをぜひ見ていただきたいと思います。その辺はどうだったのですか。

**○下地常夫企画調整課副参事** 今回の請願を受けまして、県ではまず会社に確認をしました。これまで南地区では総事業費約242億円ほどの再開発事業を実施してきておりますが、会社からは取締役であるA氏が代表を務める株式会社に工事を発注した事実はないということを確認しております。また、県の土木建築部にも確認を行いまして、南地区においての市街地再開発事業の補助金を受けて同社が発注した工事において、A氏が代表を務める株式会社に工事を発注した事実はないということを確認しました。

**○吉田勝廣委員** このA氏が代表を務めている株式会社が、旭橋都市再開発株式会社が発注している工事の元請から下請したということまでは調べていないのですか。

**○下地常夫企画調整課副参事** 下請までについては、こちらでは情報として得ておりません。

**○吉田勝廣委員** その辺もまた次に調査をしていただければと思っております。これはたくさんの方が目撃しているものですから、この請願と食い違いがあると問題がありますので、その辺もぜひ調査をしていただきたいと思います。

○謝花喜一郎企画部長 まず、会社法の適用がある会社ですから当然利益相反というものについては会社法で規制がございます。そういった取締役会において、例えば取締役と会社間で取り引きをするという場合には重要な事実を開示しまして、それを取締役会で承認を受けないといけないということが会社法がございます。我々としては、当然に取締役会は監査役も置いている会社でございますので、そういった会社法、それから監査役の適正な監査に基づいてこの会社の経営はなされるべきものと考えております。下請までは会社法の適用があるかという議論はあるかもしれませんが、委員からの御意見ですのでこれについても確認させていただきたいと思っております。

○吉田勝廣委員 次に、水資源ですが、これもこの委員会ですと取り上げてきました。最終的に平成27年度内で合意形成を目指しますというのは非常にいいことなのですが、少し時間がかかり過ぎたかなという感じは否めません。どういう形で決着するかわかりませんが、平成27年度内で決着する見通しはどうですか。

○謝花喜一郎企画部長 本会議でもいろいろ御質問いただいて、そのときにははっきり申し上げなかったのですが、最後の最後まで行った森林整備事業への支援策で実はまとまりつつありました。やはりこれにもいろいろな御意見がありますが、森林整備事業は皆伐というのが前提になっているということについて、果たしてこれが水源涵養になるかという素朴な意見があって、地元からは森林整備事業についての負担も多いということで一定程度、市町村からもそれならばということもあったわけですが、やはり皆伐によって水源涵養というのはこの時代に合うのかというところで最後に議論が煮詰まらなかったという経緯がございます。必要性などはある程度の共通認識ができておりますので、こういった形で皆伐に頼らない水源涵養ができるかということがポイントになるかと思っております。私自身もせんだって国頭の議長ほかの方々がいらっしゃったときには皆様のところにおじゃまして、関係機関と合わせて、ほかにも陳情がございましたので、一緒になって膝を交えて意見交換させていただきたいと考えておりますので、私自身が乗り込んで何とか年度内に決着がつくように考えております。もうしばらくお時間をいただきたいと思います。

○吉田勝廣委員 ここはぜひお願いをしたいと思っております。その理由は、これまで森林を守って、1970年の米軍演習や1986年の安波訓練場におけるハリアーパ

ットの建設問題など、ずっと水を守るために東村も含めて一生懸命頑張っているのです。そういう経過も含めて、また森林のさまざまなイベントも頑張っていて、要するに受水側が、私らもずっとこれにかかわってきましたので、ぜひ一生懸命頑張って年度内に実現させてほしいと思います。

次に、新規陳情第73号重粒子線治療施設についてですが、これは恐らく琉球大学、医師会、沖縄県、宜野湾市を含めてさまざまな議論がされていると思います。この重粒子線について、私はイタリアと佐賀県、群馬県に調査に行きました。群馬大学は140万人の県民における需要関係を非常に心配しておりました。佐賀県は九州ですから、近隣県にたくさんの人口がいてそれなりの基盤を持つだろうということもあって、聞いていても相当研究されていると思います。イタリアはさまざまな機械があつて、そういうことから判断しますと沖縄県民の140万人というのは非常に人口が少ないかと、そしてそれを経営に乗せるときの難しさがあるかと思っています。あれば一番いいのですが、これが経営ペースにのるかどうかという経営分析というのは非常に大事だと思っております。この辺の調査研究はどうなっていますか。

○謝花喜一郎企画部長 委員がおっしゃることは我々も重要なポイントだと思っております。結論から申しますと、これについてはさらに調査検討をして精度を高めたいと思っておりますが、まず前提としてなぜ県がそもそも重粒子線をやったかと言いますと、県の死亡原因の第1位はがんとなっております。他県に比べ、がんによる死亡率は低いのですが、がんの死亡率が25.6%に対して、第2位の死亡原因の心疾患によるものが14.3%ということで、極めてがんによる死亡率が高い。この死亡率は毎年上がっていて、全国的にも高齢化に伴ってそういう傾向があるということです。そういった中で、我が国初の重粒子線治療施設、委員からもお話がありましたが、イタリアにもございます。そしてドイツ、中国に2カ所あり、世界には4カ所あります。ただ、世界には患者が1万2778名おりますが、その85.6%は日本で治療しています。これだけ日本における重粒子線治療というのは、ある意味世界のトップクラスでございます。一方、今、委員からございますのは群馬県は関東圏域全体を、佐賀県であれば九州全体を集めていて、離島県である沖縄県は大丈夫かという御意見だと思います。先ほど申し上げましたが、例えば群馬県は平成22年に91名だったのが平成23年に180名、平成24年に266名、平成25年に448名、平成26年に501名ということで、ずっと右肩上がりです。佐賀県も開設当初の62名から平成26年には485名ということで、やはり我が国のがんの患者の多さに比例してうなぎ登りなのです。ただ、だからと言って沖縄県が何もしないでいると集患が大丈夫かとい

う議論になりますので、今、沖縄県は集患のあり方についてさまざまなスキームをとっております。そうしましたところ、平成25年度の導入可能性調査では県が装置を所有して治療を行う運営法人に貸与するという形の導入スキームであれば、運営法人は年間13億円のランニングコストがあれば大丈夫だということになります。そうしたときに、採算性のめどは大体400名から500名と言われておりますが、我々のスキームにより1年目には200名、2年目に300名、3年目に400名、4年目以降に500名という形でシミュレーションを行えば採算性は大丈夫だろうと思います。ただ、問題なのはそのシミュレーションどおりに集患できるかどうかということでございます。平成25年度の調査においては一定程度可能だという結論は出ておりますが、より詳細に他のネットワークを使ってどう具体的にできるかということについて平成27年度は調査を深めていきたいと思っております。まだ最終的に決定するまでには至っておりませんし、そういったスキームが確固たるものかということをしかり示す必要がありますので、この辺のところをしかり秋ごろまでには確認して、また御報告させていただきたいと思っております。

**○吉田勝廣委員** 私はつくったほうがいいと思います。もちろんペイの話もありますが、佐賀県の場合はA、B、Cというスキームをつくって、患者が300名の場合はどうなのか、200名の場合はどうなのか、400名の場合はどうなのか、大体600名ぐらいを想定するとペイするかということをお教えしてもらいました。また、佐賀県は隣近所に民間がホテルをつくって、そこを拠点としてホテルと連携をするという話をしておりました。それから、これは疾病ですよ。例えばイタリアでは、動くものについてはなかなか難しいので脳腫瘍を中心としてこの重粒子線を使っているという言い方をしておりました。ですから、沖縄の場合はこの重粒子線をどういう疾病に焦点を当てるのか。例えば、佐賀県の場合は前立腺がんを中心にして治療の重きを置くのが特徴です。それから群馬県は肺がんという疾病を中心にしています。先ほど北京にもできて、例えば沖縄県の場合は北京を中心としてお客さんを呼ぼうということもあったと聞いています。ですから、どのような疾病にかかわる重粒子線治療にするのか。それから、専門家の養成をどうするのか。群馬大学の先生は、琉球大学にも優秀な先生がいらっしゃるのので医者教育については余り心配することはないのではないかということも言うておりましたので、この辺の疾病の区別—どれに重粒子線治療を当てるか—ということの研究はされていますか。

**○謝花喜一郎企画部長** そこは重要なポイントだと思っております。もっと議



論を深める必要があると思いますが、やはり沖縄県は肺がんの患者が多いというデータもありますし、また、沖縄にある国立病院が全国にネットワークを持っており、そういったネットワークを通して、肺がん患者にポイントを置くというのも一つの手ではないかという意見もいただいているところです。それから、前立腺がんについてもニーズはあるだろうという意見もございます。それから、人材育成については放射線物理士などの技術者がどうしても必要になりますので、これができるという暁には琉球大学と連携してそういった人材の育成についても取り組む必要があるだろうと考えております。

○吉田勝廣委員 収支決算は少々赤字になろうが人命にかかわる問題が1つ、それから人材育成が1つ、そしてこれが大きく発展することによって地域医療が拡大していくというのは、恐らく世界的な拠点として沖縄の一つの発展材料になるのではないかと思いますので、調査研究して頑張ってください。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 陳情平成25年第50号と新規陳情第46号、少し重複しているのですが、要望の整理と事業の内容を教えてください。

新規陳情第46号で、高速大容量通信回線の整備等について陳情が出ておりますが、処理方針で幾つかの事業をして、今、環境の整備が可能となっているとありますが、継続の陳情平成25年第50号で高速情報通信回線網の整備を行うこと、あるいは高速大容量通信回線の整備、また光ファイバーの敷設をすることなどという陳情が2回出されており要望が重複しているものですから、整理をして、今、陳情にどれぐらい答えられているのか説明してもらえませんか。

○謝花喜一郎企画部長 まず、11ページの処理方針は新規の陳情に合わせて基本的に修正を行ったということでございます。ですから、これまで高速情報回線網の整備は面整備等についてもいろいろあったわけですが、さらに今回の新規の陳情では面整備についても踏み込んだ形の要望になっていますので、それに合わせるような形でこれまでの情報通信回線の整備について整理を行ったというところでございます。しかも、新規の陳情については具体的に島の名前まで出ておりましたので、大東島や久高島といった個別の対応が必要なものについては個別に書いたという整理でございます。

○高嶺善伸委員　これまで離島における情報通信環境を整備してほしいということは、最初、平成17年度から行いましたブロードバンド環境整備事業がありましたよね。それでもADSLだったのでもっと高速化する必要があるということがあって、これについては南北大東島は光ファイバーを入れたのですが、今回の離島地区情報通信基盤整備事業で島と島の間は全て高速ブロードバンド環境ができると考えていてよろしいですか。これは平成25年度から平成28年度ですので、平成28年度にはもう島と島を結ぶ環境整備はできるということですか。

○謝花喜一郎企画部長　おっしゃるとおり島と島を結ぶ環境整備はできますが、さらに利用者がそれをつなぐことができるかという点、これは通信事業者が陸地まである程度線を引いていただかないといけないのですが、通信事業者は需要が少なければなかなか中までやりません。そこを何とか行政でやっていただけないかというのが新規の陳情でございまして、それについて我々は一歩踏み込んだ処理方針となっております。

○高嶺善伸委員　今度は陸に上がった各離島で需要がないわけです。しかし、そこに光ファイバーを敷設するには事業者の負担が大きくなるわけですね。それをきちんと接続して利用してもらうためには行政の支援が必要だということで多良間などの島の名前が全て挙がっているのですが、具体的にどういうふうに行っていくという方針は出ているのですか。

○上原孝夫総合情報政策課長　昨日も早速事業者の方と調整をしていたのですが、事業化する際には公募という形になりますが、実際に面整備について手を挙げる事業者がいるかということもありまして、通信事業者を呼んで情報交換をしてきました。我々が考えているのは、例えば、当初沖縄振興一括交付金などを使って9割ほど補助をして、その後の維持管理がかからないようにというスキームで、地元の皆さんに負担をかけない方向でいろいろ相談をしているのですが、利用者の人口が少ないとか費用が莫大にかかるということもあって、仮に利用者100%あってもランニングコストが赤字にならずに住民が加入する負担料金で事業者が運営できるかというところもなかなか難しいところがありますので、基本的には先ほどお話ししたとおり沖縄振興一括交付金を使うということを考えておりまして、県と市町村が行政支援としてできるスキームを考えているところでございます。

○高嶺善伸委員 これは、ぜひやったほうがいいです。光ファイバーは平成28年度には全て敷設し終わってループ化もできるわけですので、あとは需要を掘り起こす。これはやはり企業立地や雇用など離島振興にもつながるので、光ファイバーはあるのに引き込める状況にないということになれば需要は起きないのです。ですから、平成28年度までの事業が終わったら、今度は島内の環境整備のために事業者なりに負担がかからないようなスキームで一旦整備をして、ただ、維持管理は需要が起きるまではある程度行政が対応しないといけないのではないかと思います。それで、離島振興の新しい情報通信産業による振興策というのでも打ち出せるのではないかという気がしますので、いながらにどのような仕事でもこなせるような状況になれば、南北大東と言えど与那国と言えど、通信産業の格差さえなくなればおもしろい沖縄県独特の離島振興ができると思うので、このようなものにこそ沖縄振興一括交付金を使って環境整備をして、この陳情の趣旨を必ず早目に実現してもらいたいと思います。

○謝花喜一郎企画部長 気持ちは高嶺委員と全く同じで、この陳情処理方針を書かせていただいたところです。先ほど上原課長からもございましたが、スキームをどのような形でつくるかということ、一定程度の行政支援を沖縄振興一括交付金を活用してということをやっていますが、やはりもう一つ大事なポイントは需要喚起策です。これは地元にも頑張っていたただかないといけないだろうと思っておりまして、やはり地元にも一定の負担もお願いしながらこの事業を何とか実現したいと思っております。

○高嶺善伸委員 次に、13ページの離島生活コスト低減支援について、実証期間が終わり新しく平成27年度から実施されておりますが、処理方針の③で、「対象離島の拡大を含め事業展開について、離島市町村等の関係者と調整を行うこととしております。」これについて御説明をお願いします。

○田中克尚地域・離島課長 今年度の取り組みについてでございますが、昨年度までの実証は那覇の泊を基点とする渡嘉敷、座間味、南北大東への支援ということだったのですが、今回先島地域も拡大を含めて検討していくという中で、従前から外部有識者で構成する検討委員会を立ち上げて事業の効果的な方法などを検証していたのですが、その下に地域部会を設置する予定でございます。北中部地域で1つ、南部地域の離島で1つ、それから先島地域で1つです。その部会の中でそれぞれきめ細かい輸送形態の把握や地元の役場の方や航路事業者と調整をして、適切なスキームの確立に努めてまいりたいという方針でござ

います。

○高嶺善伸委員 全離島がこの低減事業の実施対象になることを念頭に調整をしているということですか。

○田中克尚地域・離島課長 具体的には、その検証委員会で提言をいただく予定でございますが、少なくとも優先順位というものもあるかと思っております。もともと実証を始めたのも、離島全体では3割程度那覇より高いという中で4割以上高いような島というのを優先してやっております。それでも差はありますが事業の効果として結果的には2割程度増に物価が縮まったという評価がありますので、やはり物価の程度で優先順位をつけて整理をしていく必要があると思っております。それから、具体的に申し上げますと大型の量販店やコンビニがあるなど、そもそも小売店が何店舗もあってある程度の競争状態が確保されているような島というのは、この事業が発現する効果という意味では優先順位は低く整理せざるを得ないと思っております。

○高嶺善伸委員 いずれにしても離島の宿命というのがありますので、輸送コストを離島振興特別措置法のある間に格差をなくすことが大事で、政府も地方創成という意味でいろいろなアイデアを地域から募集しているのです。沖縄も持続的に発展する離島のあり方ということで、移動コスト、輸送コスト等についての事業の展開というのは、今後、政府に対して要望していくときの大きなベースになると思うのです。ですから、こちらは比較的大きな離島だからいいかではなく、全体的に那覇を拠点とした場合は離島の格差は依然としてありますので、ぜひ部会などで調整する場合は全ての離島をできるだけ那覇と同じような生活コストでやっていけるような配慮を沖縄振興一括交付金で実績をつくっていくということが大事ではないかと思っておりますので、引き続き検討してもらいたいと思います。

次に、継続の陳情平成25年第50号の沖縄振興一括交付金の安定的な財源の確保等について部長にお聞きしておきたいと思いますが、あと6年もすれば期限が来ます。しかし離島というのがなくなるわけではありません。今100億円を超える離島振興策の中の沖縄振興一括交付金ですが、これは期限が来たので終わりだと、例えば、輸送の軽減もなく、コストの軽減もないということにはならないわけです。ですから、今できるだけの実績を積み上げて、やはりこれぐらいの予算がないと離島振興はできないという実績になるのではないかと私は思っています。これをしながら、ぜひ制度的に安定的な財源として国に要求し

ていく準備を始めるべきではないかと思っておりますが、この辺についてはどうですか。

**○謝花喜一郎企画部長** まず、平成27年度の離島関連沖縄振興交付金の予算額は402億円ほどになっています。委員の御懸念は沖縄振興特別措置法の終了後にこれがゼロになるのは困るということですが、これはおっしゃるとおりだと思っております。一方で沖縄振興といいますのは沖縄全体を考えないといけないと思っております。今の沖縄振興特別措置法をどういった形で作業をやってきたかと申しますと、平成24年に新たな沖縄振興特別措置法ができましたが、その4年前の平成20年度から我々は次の沖縄振興のあり方について議論をしてきました。いろいろ総点検を行い、実績等の調査をして、税制、予算をどういった形にしたらいのかということをして2年ほど前から全庁的に行って、税制についての要望をどうするのか、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律をどうするのか、いろいろな議論を行ってまいりました。今後、沖縄振興特別措置法はあと6年間ございますが、やはり前例に倣ってその4年前ぐらいからは新たに離島振興ができるようなスキームはどうあるべきか、今の沖縄振興特別措置法の延長を求めるかどうかという議論も含めて、我々は議論しなくてはならないという認識を持っております。

**○高嶺善伸委員** そろそろ新年度の概算要求にも入るのですが、沖縄県が沖縄振興一括交付金を含めた沖縄振興事業費をどう確保していくかというのは非常に大事な課題です。私は、議長時代に内閣府の沖縄振興審議会ですらたびたび発言させてもらったのですが、沖縄振興一括交付金の必要性を私が訴えたときには沖縄の海域面積が果たしている役割と、そこにかかわるコストを全国の20の湖沼並みに地方交付税を交付するとしたら年間約5000億円を沖縄に出さないといけないという話を公式に行いました。それから、基地があるために経済発展の阻害要因になっていて、逸失利益—この基地が全て解放されて使えるとしたら、出てくる雇用などを含めて5000億円ぐらいは想定できるだろうということで、沖縄には1兆円の振興費が必要だということを訴えました。仲井眞知事もそばで聞いておられて、帰りしなにはよくわかったと、その3分の1ぐらいの3000億円を要求しようと思っているというような話をしていたのですが、いろいろな手法で沖縄振興特別措置法に盛り込まれた沖縄振興というのはどうあるべきかという理論武装を今のうちにやりながら、それを骨格として新しい法律にするのか、それとも延長するのか、そういうことを含めてやっていかないといけません。そうしますと、今沖縄振興一括交付金で使える事業はあれもこれもという

ぐらいでやらないと、使い残したり繰り越しているとなんも使えないではないかということにしかたないのです。ぜひ、この沖縄振興一括交付金の安定的な財源を確保してほしいという陳情平成25年第50号の趣旨にどう答えていくのかについて、最後に聞いておきたいと思います。

**○謝花喜一郎企画部長** まず、委員のおっしゃった沖縄振興の国の審議会での当時の議長が御発言したのは私も聞いておりました。当時、仲井眞知事がおっしゃったような形で今の沖縄振興予算ができておられると思っております。沖縄振興一括交付金の話ですが、スタート時点には803億円いただいております。これを何とか維持しなければならない、平成28年度も少なくとも今年度並みには取らないといけないだろうと思っております。去年は、不用等が生じたために20億円削減されておられて、幸いに市町村分については内閣府や総務部に理解をいただき減額はなしという形になりましたが、やはり不用を出さない、それから繰り越し—私は、繰り越しが予算減になる理由にはならないのではないかと考えているところですが、少なくとも不用については何としても出さないようにしなければならないということで、市町村のものにおきましてはこれまで8月にやっていた不用額調べを2カ月前倒して6月からやっております。6月にやった時点で、どういったところで不用が出そうかということ既に把握しておられて、そういったところがもし使えないのであれば使いたいというところに早く流用して財源として使うという調整を既に始めております。こういった形で6月、8月、10月と年に何回か行って、まず不用額を縮減する。それと合わせて、しっかりと沖縄振興一括交付金の効果も出さないといけないと思っております。効果がしっかりと事後評価で検証できるような仕組みも大事だと思っております。こういったものも含めて、市町村と連携して行っていきたいと思います。また、県全体としても沖縄振興一括交付金の効果的な活用、そして不用、繰り越しを出さないという取り組みをやっていきたく思います。それから、今後、沖縄振興一括交付金にかかわるものについては、先ほど申し上げましたように、当面は今ある事業をしっかりと行って、4年前には今後のあり方について全庁的に行っていきたく思っているところでございます。

**○山内末子委員長** ほかに質疑はありませんか。  
渡久地修委員。

**○渡久地修委員** 5ページの枯れ葉剤ですが、これが人体に与える影響というのはどのように捉えていますか。

○松田了環境政策課室長 申しわけありません。今、手元に細かい資料がございませんので、明確な御説明ができる状況にはございません。

○渡久地修委員 人体に大変な影響が多分ありますよね。

○松田了環境政策課室長 ダイオキシンについては一般的にそう言われております。

○渡久地修委員 この前、石川文洋さんの写真展が沖縄タイムスでありました。この方はベトナム戦争を当時からずっと現在まで取材していて、それを見てきました。当時の枯れ葉剤の影響で、第4世代まで一いまだに奇形や手足がない子供たちが生まれているのです。こういうことを部長は知っていましたか。

○謝花喜一郎企画部長 ベトナム戦争時代に枯れ葉剤が散布されて、そういった枯れ葉剤を浴びた被害者の方々の写真等を私も見た記憶がございます。ただ、第4世代までということについては、今、委員からお聞きして初めて知りました。

○渡久地修委員 私がきょうここで指摘したいのは、第4世代の今生まれてくる子供たちも被害を受けていて、この写真を見てびっくりしたのですが、生まれたらすぐに大変だと言って親が病院の前に育てきれないと放置してしまって、いわゆる孤児になっている人たちもたくさんいるということがいまだに続いているという点では、この大猛毒ダイオキシンの被害というのは尋常なものではないので、その人体に与える影響というものをもっと環境部も企画部も担当するところは十分に見て、できたらベトナムへ見に行くぐらいやらないといけない問題ではないかということを知ったのです。

○謝花喜一郎企画部長 昨年来、この跡地利用推進法ができて、環境部でも基地の環境被害についてチームをつくるという答弁を環境部長が行って、実際に現地調査なども行っているということは承知しております。このダイオキシンの猛毒性における委員からの発言については環境部にもお伝えしたいと思えます。

○渡久地修委員 環境も大事ですが、制度を扱う企画部でもそこは頭に入れて

この制度を行うということと、単なる制度ということでは全然違うので、そこはぜひきちんとやってくださいと指摘しておきます。

それから、15ページの水源基金ですが、処理方針の下線で、「ダム所在市町村からの要望のうち、受水市町村の賛同が最も多かった森林整備事業の支援について具体的に検討してきた」ということですが、この森林整備事業は具体的にはどのような中身ですか。

**○呉屋正行地域・離島課副参事** これまで行っていた水源基金ですが、その中で森林整備事業というものがありまして、水源地域の森林涵養事業が主でございます。

**○渡久地修委員** この森林整備事業の具体的な現場は見たことがありますか。

**○呉屋正行地域・離島課副参事** 実際にはその現場といいますか、ダム周辺は確認したことがございます。

**○渡久地修委員** 何年か前に、私はこれがまだ行われているときに現場を見たのですが、森林整備事業と大きなくいに書いてあって山を皆伐していたのです。全部ではないと思うのですが、そこにもあったのです。その事実はつかんできますか。

**○謝花喜一郎企画部長** 私がこの現場を見たということではなく、先ほどもお答えしましたが最後の最後でまとまらなかったというのは、渡久地委員からの御指摘のような形で皆伐ということが果たして水源の涵養につながるのかという意見が出ました。そこで、もう一度水源の涵養のあり方について議論をすべきだろうということでリセットしたということでございます。

**○渡久地修委員** 国頭地域—ヤンバルは世界自然遺産登録の重要な地域でもありますし、知事もそれを一生懸命やっていきたいという皆さんの方針もあります。森林整備事業という名前だけを見るとあたかもすばらしいように見えますが、実際の中身はこれまで皆伐などをやってきて県民の批判の的になったという事実がありますし、3月に終わった林道の裁判でも県が勝つことは勝ったのですが環境の問題については厳しく指摘されているわけですから、そういう意味では、ここで出ているように全県民的な合意を得るために森林整備事業という名前はいいのですが、中身が旧態依然としたものだったらだめだと思います



ので、そこはしっかりとした緑と水源を守るという全体の合意が得られるようなものに、これは何度も言っているのですが、そうでないと合意が得られないと思います。どうですか。

**○謝花喜一郎企画部長** 私もそういう視点から、合意ができなかったという報告を受けた後に皆伐にならないような形の水源の涵養のあり方が可能なのかどうかということについて何名かの関係者と意見交換をしました。そうしますと、やはり幾つか方法があるようでございます。具体的にそういった専門の方々の意見も踏まえながら水源涵養をするのが本来の目的だと思いますので、事業を考えていきたいと感じております。

**○渡久地修委員** 世界自然遺産登録に向けて、これがそうであるなら受水している市町村あるいは料金を払う県民も納得できるので、ぜひそういう方向でやってください。

**○山内末子委員長** ほかに質疑はありませんか。  
翁長政俊委員。

**○翁長政俊委員** 新規陳情の50ページ、今の渡久地委員の質疑と平行しますが、この陳情者から出てきている課題はああいった僻地、さらには過疎地域の皆さんにとっては大変重要な課題であるし、受水市町村をそこに思いをきちんと持ってダム所在市町村等の要望に応じていく義務があるだろうと思っています。そこで、平成25年度、平成26年度の話し合いによって意見合意ができなかったということで、今の説明では皆伐の問題等を含めてなかなか話し合いができなかったということですが、実際の中身を教えてください。どういう話し合いだったのですか。

**○呉屋正行地域・離島課副参事** 平成25年度から平成26年度にかけて、十数回にわたって受水市町村やダム所在市町村を含めた意見交換会をしてまいりました。特に受水市町村からは、やはり森林整備事業について皆伐を前提とするような事業は水源涵養とは矛盾するだろうというような意見が出ております。それから、検討された事業の中身は水源整備事業だけではなく、例えばダム管理道路の維持管理費の検討やダム周辺への不法投棄の問題など、そういった事業への提案もダム所在市町村からは出されておりましたが、逆に、これらについて受水市町村からは道路や不法投棄等についても国有資産等所在市町村交付金

等が別でダム事業の施設については出ているだろうということで、それで賄うべきではないかという意見等が出ておりました。

**○翁長政俊委員** ダム所在市町村にしてみれば、ヤンバルの森林を資源とした事業を起こす云々ということも現実に行われていますよね。自然の森をそのまま手つかずで残せばいいという話と、人が住んでいる以上、そこでは調和のとれた自然との共生の仕方というものは当然行政として考えないといけない課題だし、そこに人が住んでいるから自然が維持されるのであって、そこから人が出て行けばそれはただの人も住めないような森になってしまうのです。現実には、長い歴史の中でヤンバルには人が住み、手を入れ、それを自然の摂理で繰り返していきながら上手に自然と共生をしていくというシステムがこれまでとられてきただろうから今あるようなイタジイの森やいろいろな森が残るのです。ですから、向こうでなりわいをしている皆さん方が過剰な事業を起こすことは問題だろうが、自然ときちんと共生していけるような過疎の村に対する手当てというものは地域創生も一緒に、そこに行政がきちんとした手を入れていくということが大事だろうし、それは受水市町村としてみてもヤンバルから水を供給しているのでしっかりやっていく必要があるだろうと、私自身はそう考えています。そういう中で共生をしていくということは重要なことですし、各ダム所在市町村の要望をしっかりと受けとめていくやり方が重要だろうと思っています。そこで、平成27年度に合意形成を目指すということですが、実際にはどういうプロセスをとって達成しようと考えているのですか。

**○謝花喜一郎企画部長** まず、水源涵養のやり方としては森林整備事業があるわけですが、皆伐ではない方法で水源涵養をやるべきだろうということは渡久地委員からの御発言だと思えますし、私もそれができる方向での今の時代にあった森林整備のあり方があるだろうと思っています。また、翁長委員がおっしゃったように全く手つかずでは森が死んでしまうということは私も承知していますので、この辺はまたしっかりと勉強したいと思えます。

それから、プロセスのお話ですが、先ほども申し上げましたようにまずは現場に行くことが大事だろうということで、関係課もできれば同行をお願いして実際に国頭3村の方々と膝を交えて意見交換をさせていただきたいと思えます。その中で、あちら側のいろいろな要望や意見をしっかりと私自身も肌で感じるほど聞きまして、本日の議論も踏まえて受水市町村にお話をして、どういった形であれば一番実現の可能性が高いかということは何度かキャッチボールをしながらまとめていきたいと思っております。2年間かけていろいろやってま

いりまして、先ほど副参事からもありましたように既存の交付金等の関係で問題があるのではないかと、財政法からの問題があるのではないかなどと周辺では議論があったのですが、それは全て落ちついてますし、あとはどういった支援事業が一番いいかというポイントは絞られていると思いますので、私は実現できるものと考えております。

○翁長政俊委員 皆さん方の処理方針では平成27年度までに合意形成を目指したいと書いてありますし、4番目には定期的な場の設置も検討していくということが書かれているわけです。この定期的な話し合いをする場所の設置というのはどういう構想を持っているのか、説明をお願いします。

○謝花喜一郎企画部長 まず陳情者からの要望として、受益市町村の理解を得るために水源地域市町村と受益市町村との意見交換の場を設置してもらいたいという要請に対する処理方針なのですが、前はダム祭りなどの場合に必ず受水市町村とダム所在市町村との意見交換の場があったようでございます。そういったものがなくなって、ダム所在市町村からすると気持ちが十分受益市町村に伝わっていないのではないかと懸念があり、この陳情が出されたという説明を受けました。そして、もう一つは、関係課が企業局や河川課などバラバラで、一体どこに窓口を求めればいいのかということがありましたので、まず総括を企画部ですするというお話をしまして、こういった新たな支援策について取り組むことができますので、定期的な話し合いの場で議論を行って受水市町村の合意を得ながら考えていこうという趣旨の処理方針だと御理解いただきたいと思います。

○翁長政俊委員 水源基金がなくなって時間も経過していますし、ある意味ではダム所在市町村にしてみれば若干の焦りもあるでしょうし、県側から支援策について随分手を抜かれているのではないかという思いもあってのことだと思いますので、ダム所在市町村については、ぜひ、かゆいところに手が届くような支援策を考えてみてください。

もう一つ、42ページの離島・過疎地域の情報通信の事業なのですが、平成28年度までに光ファイバーの整備が完了するというので、海底からの敷設はそういう技術力を持っている会社しかできませんので、NTTが離島全ての光ファイバーの整備についてはやっていくということによろしいですか。

○謝花喜一郎企画部長 今回の海底光ケーブルの事業はNTT西日本にお願い

しております。

○翁長政俊委員 これは平成28年度までに完成するとして、問題は陸揚げです。陸揚げをしたときに、皆さんの処理方針では島内における光ファイバーの整備については民間通信事業が主体となって行うのが基本であると書いてありますが、この民間事業者が主体というのはどういうことですか。

○謝花喜一郎企画部長 まず、民間事業者に主体となってやってもらうというのは、そういった回線について利用者にPRを行って、実際に線を引いて、その利用者から使用料をいただくことで収益を上げるという形のものであります。ただ、人口が少ない離島・過疎地域といったところでは民間事業者も島内に回線を引くことには積極的に取り組んでいただけないということを記載しているわけがございます。

○翁長政俊委員 民間事業者とはどういう業者を想定しているのですか。

○上原孝夫総合情報政策課長 今、海底ケーブルを引いているNTT西日本やOTNetなど、そういう通信の事業を行っているところということです。

○翁長政俊委員 需要者の開拓と陸上における光ファイバーの整備ということになると、需要がないことにはこのような事業は生まれませんよね。これはどのようにして開拓していくのですか。

○謝花喜一郎企画部長 先ほどもお答えしましたが、やはりそこが問題で、地元自治体からそういう要望があるからには地元自治体にも需要喚起をしっかりとやっていただかないといけないと思っております。これは鶏が先か卵が先かの議論になりますが、やはり一定程度のインフラを整備しなければ一方では雇用も生まれませんから、まず一義的には行政で需要喚起も含めて支援に取り組むべきではないかと考えているところでございます。

○翁長政俊委員 ぜひ、その部分は地元市町村も含めて、島によっては人口の規模による需要の問題が出てきて、一概に判断することは難しいと思いますが、いずれにしろ私は需要喚起というものが先になればいけないだろうと思っております。それがなくとも、光ファイバーを引いたって結局宝の持ち腐れで何も無いという話にしかありませんし、光ファイバーを使って動く民間の人た

ちの啓蒙やスキルの向上の問題も出てくると思いますので、そこはしっかり沖縄振興一括交付金等を使ってやっていただきたいと思います。

もう一つは、こういう小規模の島でNTTが陸の部分まで手を突っ込んできてやるという話になると、正直なところいかなものかと私は思っています。せめて地元の企業や地域で頑張っている情報通信関係の民間企業がいるのであれば、そのあたりに十分に配慮しながらそういう事業が展開されるのが望ましいと思っていますし、また、敷設のアフターケアの問題も出てくると考えると、そういう業者が育つことも重要だろうし、そういう意味では地域活性化にもつながっていくと思っていますので、そこはNTTに丸投げするのではなく地域の事業者も十分に活用していくという方向で考えられているのかどうか、その辺をお聞かせください。

**○謝花喜一郎企画部長** 2点ありますが、まずは需要喚起策がとても重要だということは私も全く委員と同じで、要望のあった市町村とは需要喚起策についてどのように考えているかということはしっかり議論をして事業を行っていきたいと思っています。また実現に向けて取り組んでまいります。

それから、地元発注という趣旨の御質問だと思いますが、今、NTT西日本に海底光ケーブルをお願いしているとお話ししましたが、可能な限り地元でできるものは地元にということで、割合は正確ではないかもしれませんが2割ほどは地元への優先発注という形で分割できる契約は分割して作業もしております。陸揚げの分についてもそういった趣旨を踏まえて、地元ができるものは地元でさせるという思いで作業を進めることになろうかと思っています。

**○翁長政俊委員** いずれにしろ、海底敷設についてはNTTにしかそういった技術はないのでいたし方ないのですが、ただ、陸上部分の光ファイバーの配線についてはぜひ今言われたような形で、地元を活用して十分やっていけるような体制をつくっていただきたいと要望して終わります。

**○山内末子委員長** ほかに質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

**○當間盛夫委員** 公安委員会にもお尋ねをしたのですが、陳情平成25年第18号、陳情平成26年第1号のハイヤー・タクシーに関して、皆さんはこの間タクシー問題対策会議というものを立ち上げてプレミアム商品券や沖縄観光コンベンションビューローのうとういむち旅行券など、観光に対するいろいろな努力をさ

れていることはわかります。最近タクシーに乗ったときに皆さんプレミアム商品券の話をするのですが、要求しないと領収書を出してくれません。そのタクシー運転手自体が、皆さんが出す領収書でプレミアム商品券の申し込みができるという認識が全くないのです。その辺はどうですか。

**○真栄里嘉孝交通政策課長** プレミアム商品券につきましては、来週、タクシー協会の百何社かを集めて説明会をするという段取りになっております。

**○當間盛夫委員** その辺もしっかりとやってもらいたいと思います。なぜ、私が再三公安委員会にもそういう話をするかというと、最近は流しでは難しいということで、今もこの県議会前の観光バスが乗りおりする場所でも、タクシーの待機場所ではないのですが、タクシーが二、三台もとまっているという現状を見ると、2割近く減車をする中でも相当厳しいのだらうと思います。

陳情平成25年第18号のドライブレコーダーの設置率も、都市圏は別にしても他府県に比べると沖縄は高いかとも思いますし、導入に係る支援策をどのような形でやってきて49%になったかはわからないのですが、やはり観光や米軍基地関係があるということからするとドライブレコーダーに関してももう少し支援策を打つべきだと思います。まず、そのドライブレコーダーについては皆さんが支援策を打ったから49%まで上がったのか、その辺を教えてください。

**○真栄里嘉孝交通政策課長** ドライブレコーダーにつきましては、特に企画部がやったわけではございません。平成27年1月現在、カメラの設置率が約49%、沖縄本島のみでは約51%に上がっている状況です。このドライブレコーダーの設置につきましては国土交通省の補助メニューがございまして、交通政策課としましてはこのような国庫補助のメニューを知らなかったことが多いということでしたので、ハイヤー・タクシー協会に対して本事業の活用を促しているところでございます。

**○當間盛夫委員** この対策会議でそういったものが活用できるということを協会等に示しながらやっていけばこれも上がってくるので、そこを県がプラスアルファして、ドライブレコーダーというものも二、三万円ぐらいなので会社がつけてくれといっても、なかなか今はタクシーも買い切れません。タクシー自体も消極的でそのまま使っているという状況もあるわけですから、できるだけことはやってもらいたいと思います。

最後にもう一つ、バスレーンへの空車時の乗り入れについて、今1年間の実

証実験を行っているということで、交通部長もその実証実験の中で空車時のタクシーがどうできるのか検討してみたいということもありましたので、その辺はタクシーを管轄する皆さんからもぜひ実証実験の中で空車時のあり方をしっかりお話ししてもらいたいと思うのですが、どうでしょうか。

○謝花喜一郎企画部長 タクシー事業者から空車でも乗り入れできるようにという要請があることは我々もよく承知しておりますし、企画部としてもそういったタクシー事業者の要望に何とか応えることができればと考えていたわけですが、今、委員から実証実験を踏まえてという御発言がありましたので、我々もしっかりとそういった視点も持ちながら実証データの示し方等も含めて検討させていただきまして、企画部からも乗り入れが実現できるようにサポートしてまいりたいと考えております。

○當間盛夫委員 ぜひお願いしたいと思います。公共交通は決してバスだけではなく、バス・タクシーという県の位置づけがありますし、バスには年間5億円もかけてバスの入れかえをするという中で、タクシーにはこれまでほとんど予算的なものがなかったわけですから、タクシー業界の皆さんの要望も踏まえながらやってもらえれば、間違いなくタクシーはこれからの沖縄の交通渋滞や観光などを考えても、タクシーを使ってもらうことは物すごく大きく沖縄の雇用関係にも結びつくものだと思っております。レンタカーが幾らふえても雇用には結びつかないわけですし、レンタカーに観光客も奪われて、夜は夜で運転代行にということもタクシー業界にはありますので、そういったことも含めて、皆さんもいろいろ対策はとられていると思っておりますので、よろしく申し上げます。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、企画部関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。  
休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入れかえ)

○山内末子委員長 再開いたします。

本委員会所管事務調査事項、交通運輸及び通信についてに係る自衛隊ヘリによる那覇空港トラブルについてを議題といたします。

ただいまの議題について、知事公室長の説明を求めます。

町田優知事公室長。

○町田優知事公室長 ただいま議題となっております自衛隊ヘリの管制指示誤認識による那覇空港トラブルについて、県の対応を御説明いたします。

平成27年6月3日13時23分ごろ、那覇空港において、航空自衛隊那覇基地所属のヘリコプターCH47Jが、離陸するために滑走していた民間航空機の前を横切って飛行したことにより、民間航空機が急遽離陸を中止し、欠航が生じるなど、運航に影響が生じました。

今回の事案は、CH47Jが、民間航空機への離陸許可を自機への許可と誤認識し生じたとのことでありますが、一步間違えば人命・財産にかかわる重大な事故につながりかねないものであり、まことに遺憾であります。

また、県への通報が、事案が発生してから約6時間後となっております、迅速な情報提供が行われなかったことは、極めて残念であります。

県は、翌6月4日、航空自衛隊に対し、このような事態が二度と起こらないよう、原因の究明及び今後の安全管理の徹底等、実効性のある再発防止策を早急に講じること、また、人命・財産にかかわる重大な事案については、迅速な県への通報を行うこと、さらには、今回の事案の細部が確認され次第、県に対し、情報提供するよう要請したところであります。

6月11日、航空自衛隊は今回の原因について、副操縦士が他機に対する離陸許可を自機に対する離陸許可と誤認識し、機長についても、離陸許可の確認が不足していたこと、機長と副操縦士間の管制指示に関する相互確認が不十分であったと報告しております。

また、再発防止策については、①管制指示、管制承認の確実な聴取及び機長、副操縦士による確認、②乗組員間の連絡は管制官との交信の前に終了し、管制官との交信と重複しないようにする、③操作手順の見直しを行い、目視による確認を徹底するとしております。

現在、国土交通省運輸安全委員会による調査が行われているところであり、県としては、引き続き情報収集に努めてまいります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○山内末子委員長 知事公室長の説明は終わりました。



次に、企画部長の説明を求めます。

謝花喜一郎企画部長。

○謝花喜一郎企画部長 自衛隊ヘリの管制官指示誤認による那覇空港トラブルについて、事実関係と企画部の対応を御説明いたします。

平成27年6月3日の国土交通省航空局発表によりますと、6月3日13時24分ごろ、全日本空輸機が那覇空港滑走路を離陸滑走中、管制官の指示を受けずに航空自衛隊機が前方を横切ったため離陸を中止しました。

その際、進入中の日本トランスオーシャン航空機—J T A機に対し、管制官が着陸のやり直しを指示しましたが、当該機は全日本空輸機が同滑走路を離脱する前に着陸したとのことであります。

一部報道では、J T A機への管制官の着陸やり直し指示は、着陸後だったとありますが、国土交通省の重大インシデントに該当していることから、事実関係は、現在、運輸安全委員会で調査中であります。

企画部としましては、当該事案が発生した、翌6月4日、県庁に関係者を呼び事情聴取を実施いたしました。

J T Aからは、冒頭、今回の事案に対しての謝罪があり、事実関係の詳細については、運輸安全委員会で調査中のため差し控えたいとの説明がありました。

県からは、J T Aに対しまして、徹底した原因究明と安全運航の徹底を強く要請したところであります。

県としましては、国土交通省運輸安全委員会による調査が行われているところであり、その推移を注視してまいります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○山内末子委員長 企画部長の説明は終わりました。

これより、自衛隊ヘリによる那覇空港トラブルについて質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 那覇空港は、現在どこどこが使っていると認識されているのですか。

○謝花喜一郎企画部長 那覇空港は国土交通省所管の民間の空港ですが、現在

は民間航空会社、それから自衛隊、海上保安庁等が使用していると理解しております。

○**當間盛夫委員** 警察はないのですか。

○**謝花喜一郎企画部長** 警察も使用しております。

○**當間盛夫委員** 那覇空港というのは国土交通省管理ですよ。今回の自衛隊に関しては、航空もあれば海上、陸上のヘリもあるという、これだけ過密化している軍民共用的な那覇空港で、きのうも福州との路線を結ぶなど、これから国際線もふえてくるということからすると、今回の件はどのような対策があると皆さんは思いですか。

○**町田優知事公室長** 今回の事案につきましては、自衛隊の誤認識によって離陸してしまったということが最大の原因でございますので、自衛隊において安全管理に万全を期して再発防止に努めることが大事だと考えております。

○**當間盛夫委員** 対策的にも、根本的にも自衛隊がないほうが一番いいのです。民間空港なら民間だけという空港であれば、こういうことはないわけです。県の立場として、那覇空港における自衛隊の使用に対する認識をどのようにお持ちですか。

○**町田優知事公室長** 自衛隊は、緊急患者の空輸あるいは災害訓練など、県民の財産・生命を守るという観点から協力をいただいております。したがって、私どもとしてはあくまでも今回の事案については再発防止、安全管理を徹底していただきたいという方向で自衛隊にも申し入れております。

○**當間盛夫委員** 先ほど過密という話もさせてもらったのですが、その中で今回の自衛隊ヘリのことがあって、今度の航空自衛隊の改編の中では九州からF15が増設されてくるわけですよ。1個飛行隊が2個飛行隊になり、10機の増もあるということからすると、ますます自衛隊とのトラブルは増加するという認識だと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○**町田優知事公室長** まさに、そういう事故につながる—今回はインシデントということなのですが、そういうことを発生させないようにするための安全管

理の徹底、再発防止策が大事だと思っております。

○**當間盛夫委員** 防衛省とは、今度の改編を含めて、こういうトラブルがないような対策等の協議はされているのでしょうか。

○**町田優知事公室長** 定期的に防衛省と自衛隊の那覇空港の使用について話し合う場は特に設けておりませんが、ただ、折に触れ自衛隊に対しては県民に不安や影響を与えないようにというお話はさせていただいているところでございます。

○**當間盛夫委員** 私は、定期的に協議をする場というのは知事公室としてしっかりと持つべきだと思っております。本来は民間であれば民間空港として使うべきなのです。ところが、そういったことができないというのであれば、自衛隊は国防や急患の部分というもろもろのことがあるわけですから、しっかりとそれを持ってもらいたいということがあります。その辺のお考えはどうか。

○**町田優知事公室長** 自衛隊の幹部との定期的な会合がございますので、その席などを利用してどのようなことができるのか検討してみたいと思います。

○**當間盛夫委員** ぜひ、それはやってもらいたい。那覇空港は国土交通省管轄ということで、今回はヘリのトラブルということですが、実際には改編ということからすると周辺住民に与える騒音も物すごく大きくなるわけです。民間機と違って自衛隊のものがあるのであれば、防衛省と周辺に対する整備をどういう形でやっていくのかということは前々から提言しているので、そこを含めながら那覇空港の対策をしっかりとやってもらいたいと思っております。

○**山内末子委員長** ほかに質疑はありませんか。  
大城一馬委員。

○**大城一馬委員** 今回の航空自衛隊ヘリですが、離陸はどういった状況でやったのですか。通常の訓練なのか、あるいはスクランブルなのか、この辺はどうですか。

○**池田竹州基地防災統括監** 翌日6月4日に航空自衛隊に来ていただいて状況の説明を受けたところでは、通常の訓練としての離陸だったと聞いております。

○大城一馬委員 先ほど當間委員からも御指摘がありましたように、那覇空港は我が国では成田、羽田に次ぐ3番目の発着数で、14万回も超しているという非常に過密な空港になっています。そうしますと、第2滑走路ができてさらに離発着便が多くなるというのは当然のことです。ですから、この対策というのは非常に大事だと思うのですが、那覇空港では自衛隊関連の事故というのが1985年に全日空機の衝突事故、そして2013年にはヘリとのニアミスで2000人の足に影響が出たということもあって、すごく危険な空港という印象が県民にもありますし、観光客の皆さんにもそういう印象を与えかねません。今、日本で国際空港と位置づけられているのは幾つですか。

○山内末子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、交通政策課長から国内国際空港の資料を持ち合わせてはいないが、成田、羽田、福岡、伊丹、中部、新千歳との説明があった。)

○山内末子委員長 再開いたします。  
大城一馬委員。

○大城一馬委員 確かに、那覇空港は国際空港という位置づけはされていませんが、もう国際空港なのです。多分これからそうなるだろうと思っていますが、この自衛隊との供用がさっきの国際空港の中ではありますか。

○真栄里嘉孝交通政策課長 私が今把握しているところでは、福岡空港が国土交通大臣設置管理者で自衛隊が日常的に使用している空港でございます。

○大城一馬委員 その規模というのは那覇空港と比べてどうですか。

○真栄里嘉孝交通政策課長 平成25年度に福岡空港の滑走路増設事業における環境影響評価というものがございまして、その資料の数字を計算してみますと離発着回数が約15万6000回で、自衛隊機が約6570回になっております。

○大城一馬委員 那覇空港はどうなっていますか。

○真栄里嘉孝交通政策課長 離発着回数でございますが、現在内訳までは公表

されておりましたが、平成22年度の滑走路増設のときに内訳が公表されておりました。自衛隊が約2万4000回となっております。

○大城一馬委員 平成22年度で福岡空港の約3倍です。あれから5年間、ましてや今は尖閣諸島の問題で緊急発進の数が相当ふえているということからすると、極めて過密な自衛隊機の離発着だと思いますが、どうでしょうか。

○謝花喜一郎企画部長 先ほど交通政策課長からもございましたが、平成22年度の調査では2万4000回ということで、今は合わせて14万回を超えている状況です。那覇空港の処理能力は13万5000回から13万9000回ということになっていきますので、もう限界を超えています。そういったこともありまして、第2滑走路の早期の供用開始を県は求めているところです。重大インシデントが起こって、空港の安全といいますのはやはり滑走路の処理能力の確保、それから利用する全ての航空機が適正な運用を行うことが重要だと思っております。

先ほど知事公室長からもありましたが、自衛隊に対しては知事公室から安全運航を申し出ていると同時に、今回の場合には民間航空機のJTAも関与がありましたので、しっかりと県を挙げて運航の安全の徹底を求めてまいりたいと考えております。

○大城一馬委員 やはり飛行機事故というのは極めて悲惨で、惨劇が起きたらそれこそ大変な状況になるということは世界でもあらゆるところで例が出ております。ですから、那覇空港の過密さは自衛隊機の離発着の回数からするとしかるべき対策を立てる必要があるだろうと思っております。今後、那覇空港が国際空港として認知されるためにも、自衛隊の離発着の問題は県政にも極めて重要な課題になるだろうと思っておりますので、ぜひ、しかるべき対策を要請して終わりたいと思います。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
渡久地修委員。

○渡久地修委員 離陸しようとする前を横切ったということでしたか。

○池田竹州基地防災統括監 直前といいますか、北側に全日空機が停機していて、自衛隊機は真ん中より南側にありました。そして、勘違いをして滑走路の上空を飛行し、それを目視した全日空機が緊急停止したと聞いております。

○渡久地修委員 これまで日本の航空史の中でこのような事故が起こったことはありますか。あるいは、同じようなケースがこれまでありましたか。

○謝花喜一郎企画部長 詳細は調査しておりませんので正確ではないかもしれませんが、私どもがこの委員会に臨むに当たって特にそういったことを耳にしたことはございません。

○渡久地修委員 先ほどもあったのですが、本来ならば民間専用空港が一番いいのです。しかし、今のこういう現実があるわけで、飛行機事故というのはほんの数秒で大変なことになる。この前、台湾のプロペラ機が墜落しましたよね。きのうのニュースでは、一方が故障して、それをとめるつもりが逆の正常なプロペラをとめてしまったという報道がされていたのです。そこで気がついてエンジンを始動しようと思ったが間に合わなかった。これはほんのわずかです。ですから、この一瞬の判断でとうとい人命が失われてしまうというのが航空機事故なので、今後、自衛隊はこういうトラブルを防止するために通常の再発防止に努めますということなのか、新たにこのようなことを起こさないものやろうとしているのか、その辺はどうですか。

○町田優知事公室長 航空自衛隊からは再発防止策として3点聞いております。まず1点目に、管制の指示、管制承認の確実な聴取、そして機長と副操縦士による確認。2点目に、乗組員間の連絡は管制官との交信の前に終了し、管制官との交信と重複しないようにする。3点目に、操作手順の見直しを行い、目視による確認を徹底する。この3点を再発防止策としてとるという説明を今回受けております。

○渡久地修委員 この3点は、いわゆる3番目が新しいということですか。それとも3つとも新しい措置ですか。

○池田竹州基地防災統括監 1点目の操縦士との確認というのはこれまでもマニュアルにはあるようなのですが、双方でその指示を確認するというのはより強化したという位置づけかと思えます。2点目もそれに近いような形です。ヘリコプターですので、機内で会話するためにヘッドセット—インターホンをつけて乗員同士は会話をするのですが、それに管制の音がかぶってしまうということが実際にあるようで、そこで管制と連絡をとる前には機内の乗員間の連絡

はきちんと終わらせるということも改めて手順を確認したということです。3番目の目視をするというのは、CH47Jというのは大型ヘリで後ろのほうで操縦席からほとんど見えないということで、一旦浮いてホバリングをしてきちんと滑走路全体を見渡すというのは新しい取り組みであると聞いております。

○渡久地修委員 向こうは専門家ですので、向こうがそういう方策をとることなのですが、これ以上の措置があるのかどうかというのは知事公室にそういう知見はありますか。

○町田優知事公室長 現在、国土交通省の事故調査委員会が原因等について調べておりますので、その調査報告が出た時点で何らかのものが出るかと見ております。

○渡久地修委員 いずれにしても、航空機事故というのは先ほどの台湾の事故でもほんの一、二秒で大変な事態になるので、那覇空港では絶対に起こしてはいけません。そういう立場で取り組んでください。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 先ほどの大城一馬委員と関連するのですが、今の離発着の現状は平成22年しかないのですか。民間機の現状は、何万回飛んでいるのですか。

○真栄里嘉孝交通政策課長 平成22年度当時で自衛隊機が2万4466回、民間航空機が10万4390回となっております。現在、平成25年度は自衛隊機と民間航空機を合わせて14万8000回となっております。ただ、その内訳につきまして国土交通省からの公表はないということでございます。

○比嘉瑞己委員 大城委員も言っていたように、今スクランブルの緊急発進もふえているというのは実感として市民も感じていると思うのですが、こういった増加の状況も皆さんとしては把握をしていないのですか。

○運天修基地対策課長 スクランブル、いわゆる緊急発進の回数ですが、南西混成団におきましては直近の平成26年度が468回となっており、前年度の平成25年度は402回、平成24年度は318回、平成23年度は166回、平成22年度は115回と

なっております。

**○比嘉瑞己委員** この5年間で4倍近くふえているという状況ですよね。やはり、危険性が高まっているというのはこれだけでも明らかだと思います。先ほど、航空自衛隊の皆さんとも定期的に会うというお話があったのですが、そういった機会があるのであれば、まずはこの航空離発着の基本的な回数などは当然聞いて、何らかの要請をするべきだと思います。特に、このスクランブル発進を控えるようにということは沖縄県としてしっかり言うべきだと思うのですが、そこはどうですか。

**○町田優知事公室長** スクランブル発進を控えるというのは現実的に難しいのではないかと考えております。

**○比嘉瑞己委員** これがスクランブルの訓練なのか、それとも実際に緊急性があるのかどうか、その中身をしっかりと知らないといけないのではないかと思います。実態も知らないままで、ただ注意だけだというのは説得力がないという意味です。

もう一つお聞きしたいのは、今、第2滑走路の完成を目指しているわけですが、本来であれば民間専用化を求めていくべきだと思うのですが、第2滑走路ができた後の自衛隊の使用については、どういった話し合いがされているのですか。

**○真栄里嘉孝交通政策課長** あくまでも平成25年9月に公告縦覧された国の環境影響評価書でございますが、第2滑走路供用後は現滑走路を離陸専用、着陸専用とタッチ・アンド・ゴーなどにつきましては第2滑走路で行うことが想定された環境影響評価になっておりました。

**○比嘉瑞己委員** 本来の私たち沖縄県民としての望む使い方とは少し違うのではないかと思います。観光客を受け入れるためにという目的があると思うので、これ以上の自衛隊の使用というのは皆さんはどのように考えていらっしゃるのですか。

**○町田優知事公室長** 現在の過密な状態を解消するために、県としては第2滑走路の増設を要請しているわけでございます。自衛隊の使用につきましては、やはり第2滑走路ができた場合でも現在においても、安全にしっかり配慮した



運用をしていただきたいということは私どもとしても今後とも申し入れていきたいと思っております。

○比嘉瑞己委員 ぜひ、その詳しい実態を把握した上での申し入れなりをやっていただきたいと思えます。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 那覇空港は第2種空港ですので、国と県の役割分担はどうなっていますか。

○真栄里嘉孝交通政策課長 那覇空港はあくまでも国土交通省が設置・管理する空港で、県が管理しているわけではなく、国が設置管理している空港でございます。

○高嶺善伸委員 先ほど、那覇空港の能力は13万5000回から13万9000回までの離発着という説明がありましたが、そのとおりで間違いはないですか。

○真栄里嘉孝交通政策課長 これにつきましては、那覇空港の滑走路を増設、検討するときには空港能力を見きわめるのですが、現在の利用実態などの状況を勘案してそのような数字が設定されております。

○高嶺善伸委員 それでは、平成25年で14万8000回という離着陸回数ของ安全性というのは、どのように理解すればよろしいですか。

○真栄里嘉孝交通政策課長 滑走路処理能力が13万5000回から13万9000回ということになっております。これは、当時充足するときにある程度利便性も考慮し、あるいは現在使われている利用実態をどんどん増加しているような形になっております。現在は14万8000回になっておりますが、ピークのときには増便できない状況です。利便性の低いところに便が行かざるを得ない状況ということと、やはりある程度の遅延も生じてきているのではないかと考えているところでございます。

○高嶺善伸委員 今、国内の各空港との路線の増便あるいは国際線の新たな就

航や増便、LCC等の参入を含めて予想以上の離着陸だと思えます。国際線の増設問題がそれに代表されるようなものですが、第2滑走路の供用を想定したらどれぐらいの離発着になる見通しですか。

○真栄里嘉孝交通政策課長 細かい数字は覚えていないのですが、大体17万回から18万回ぐらいだったという認識でございます。

○高嶺善伸委員 これはぜひ県として国土交通省とも協議をして、どれぐらいの過密状態なのか、能力を超える場合の安全性はどう確保できるのか、よく協議したほうがいいと思えます。

○真栄里嘉孝交通政策課長 先ほど私が申し上げた数字は、そのころにこういう容量になるという話ではなく、処理能力がそれぐらいになるということでございます。

○山内末子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、高嶺委員から第2滑走路使用開始前のピーク時に離発着回数増加の可能性について答弁するよう発言があった。)

○山内末子委員長 再開いたします。

謝花喜一郎企画部長。

○謝花喜一郎企画部長 今、国際線もどんどん増便されておりますし、離発着回数もその分ふえていくだろうと見込まれるわけですが、ただ、先ほど交通政策課長からもございましたように、那覇空港の滑走路は着陸する際のスポットの数、またその時間帯によっても離発着の回数は制限されるわけです。やはり、滑走路が1本しかないということでいろいろな制限が出ているということは事実ですので、今の時点で幾らまで伸ばせるかということは正確には申し上げられません。少なくとも安全で快適にできる回数の限界は超えているということは事実でございますので、やはり県としては第2滑走路の早期供用開始を求めていくべきだろうと思っております。そして、滑走路がもう1本できたら13万5000回が26万回ぐらいに回数も2倍にできるかということ、そうではなく18万回台になるということも、やはりスポットの数といったものに限界があるからということでございます。そういったことで御理解いただければと思えます。

○高嶺善伸委員 私は週に2回、多いときは3回那覇空港を使うのですが、過密空港なので大体10時前後から後は空中待機をしておけるのです。これからは、観光客については那覇空港がいっぱいなのでこれ以上増便しないでくださいということなのか、第2滑走路ができるまでの矛盾をどうするのかということは重要な問題だと思っています。特に安全性の面から、これが逆宣伝になったら困ります。そういう意味では、今の国内線や国際線、自衛隊機の発着回数というのはもっと厳密な数として捉えて、安全性確保がどこまでできるかというマニュアルをきちんとして、誰が責任を持つか。これは国土交通省の設置・管理なので国が責任を持つということであれば、問題が起きた場合の責任は国がとっていくというぐらいの厳しい、日常的な責任のとり方が必要だと思っています。ですから、ぜひ次回の委員会までには離発着の回数、安全性の確保、今ですら能力を超えているという意味で、どのように安全確保するのかという国の見通しをきちんと聞いておいてもらえませんか。

○謝花喜一郎企画部長 まず、上空での旋回待機のお話でしたが、本会議の場でも御質問がございました。実は大型クルーズ船の侵入に伴って上空での待機というのが、航空局からの指摘では、大分多いという事実もございました。これにつきましては、那覇港管理組合等とも意見交換をしながら我々もその対策等を検討しなければならないと考えております。2点目に、空港の安全というのが何よりも重要だということは国も県も十分認識しております。当然、離発着の許認可を行う航空局においてもそれを見ながらその便の使用等を認めていると理解しておりますが、この件につきましては航空局とも委員からの御意見を踏まえましてしっかりと意見交換し、次の委員会ときには御報告できるようにしたいと考えております。

○高嶺善伸委員 安全性の確保でもう一つ、新聞報道でしかわからないのですが、国土交通省の無線と自衛隊の無線は種類が違うのですか。

○町田優知事公室長 はっきり確かめてみないと確かなことは言えないのですが、恐らく同じではないかということです。

○山内末子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、高嶺委員から軍事用と民間用の無線の周波数は異なるとの

情報もあるので調査しておくよう要望があった。)

○山内末子委員長 再開いたします。

高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 最後に、滑走路の向きというのは大事だと言われているのですが、今回自衛隊のヘリが横切ったということで、滑走路を横切るという空港の使い方はないのではないかと考えているのですが、自衛隊機は滑走路を横切ってもいいようになっているのですか。

○池田竹州基地防災統括監 自衛隊機に限らず、例えば防災訓練などでは県警あるいは総合事務局のヘリも那覇空港から行くのですが、ヘリは目視で滑走路を横切ることも那覇空港の運用上は認められているということのようです。

○高嶺善伸委員 こういうことは確認をしないと、ヘリコプターはもちろん垂直に上がって右にでも左にでも行けるので、空港の離着陸回数の過密状態からすると、やはり滑走路を横断しない形で離着陸をするような自衛隊との協議も必要ではないですか。見ていたら、2分ぐらいで離陸したり着陸したりしているのです。あの使用頻度というのは大変な回数だという気がしますので、この運用方法についてもできるだけ安全性を確保するためにはどうすればいいのかということで、改善方法が示されるようであればまた次回聞きたいと思います。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 那覇空港の過密さについては憂慮する事態だろうと思っています。安全性をきちんと確保して、いかに増便体制がとれるかというのが観光振興の大きな方向性でもあるだろうと思っていますので、そこはきちんと自衛隊側とも話し合いができるような体制をつくってもらいたいと思っていますし、また県もこの情報をきちんと持つておくことは観光振興の意味でも県民の足の確保という意味においても重要だろうと思っています。ただ、問題は那覇空港は軍民共用ですから、特に尖閣諸島を含めて自衛隊のスクランブルが多くなり始めたことをどうするのかという課題が1つ出ていると思うのです。その実態はどう受け取られていますか。

○町田優知事公室長 先ほど基地対策課長から御説明があったように、スクランブルの数がこの数年で4倍になっているということで、確かにその影響も無視はできないと考えております。

○翁長政俊委員 スクランブルの数を減らせというのはなかなか難しいことだろうと思います。いわゆる領空侵犯をしてくるものに対して全くスクランブルをかけないという話になると、領海、領空はきちんと守っていかなくてはいけないという義務が自衛隊にはあるでしょうし、その中でこれがふえればふえるほどどこにしわ寄せがくるか、それが民間の飛行機にくるということになってくると、県が今目標にしている1000万人の観光客の方針にも少なからず影響が出てくるということで、これは相関関係にあるわけです。ですから、それをどうにかしないといけないということで第2滑走路が今計画されているわけですよ。この第2滑走路の事業は国が進めておりますが、県もこの問題については増便や安全確保という意味において国に対して5年9カ月でしっかり完成させてほしい、そしてオリンピックの前までにはさらに観光客の増客が見込めるので、そこは県の産業振興において何としても達成したいということのを要望し、そういう状況であるということだけは確認できますよね。

○謝花喜一郎企画部長 まさにそういう趣旨で、7年も待てないので5年10カ月という工期の短縮を一当初は5年という形でやったのですが、実際には5年10カ月でやるというお話を国からいただいております。

○翁長政俊委員 私がここでとても危惧しているのは、今、議会で提出された公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例によって那覇空港の建設について石材の搬入等々が計画どおりに進まないという話になると、今、県が要望し国に期待をしている5年10カ月という工期そのものがおくれる可能性が出てきませんか。ここについては県も十分に留意をして、これが完成し開港できるような形に最大限努力をしていくという義務が備わっていると思いますが、ここはどうですか。

○謝花喜一郎企画部長 供用開始は国土交通省令で定める告示で明記されています。ですから、我々としては国に対して告示どおりに供用開始ができるようにということのを求めてまいりたいと思っております。

○翁長政俊委員 国に求めていくのはいいのですが、問題なのは県が国の事業

に対して遅延が出ないような形で協力をしていく、沖縄県的那覇空港をつくるのですから、外から入ってくるお客さんは大多数がこの飛行場を利用して入ってきます。ですから、開港の遅延が出るようなことになると、今、県が計画をしている産業振興や沖縄21世紀ビジョン、さらには観光客1000万人という目標についても少なからず影を落とすことになるのではないですか。ですから、協力体制をとっていくということは当然やるべきことではないのかということをお聞きしているわけですが、私には聞いていないわけではあります。

**○謝花喜一郎企画部長** 総合事務局とは、国と県の間で那覇空港の滑走路に関する協議会を設けてさまざまな意見交換を行っております。現在、土木建築部に対していろいろな承認手続を行っているということも我々は承知しておりますが、一方で今回の承認の背景として、昨年度は台風があり、荒天時であったという結果、土砂等の採取が課題になっているということに起因しているということです。そういうこともありまして、荒天時に土砂等を採取して一定程度の土砂置き場を確保すればできるのではないかと意見交換等も行っていることは承知しております。さまざまな取り組みを通して、5年10カ月で供用開始できるように我々もお手伝いできるところはやってまいりたいと考えているところでございます。

**○翁長政俊委員** この部署と現実に土砂条例ができたときにチェックをする部署は違いますし、さらに骨材等の搬入についての円滑な対応の仕方というものも皆さんの部とは違います。しかし、そのことによって全庁的に影響が出るということになるのであれば、そこは県自体が全庁的な情報の共有や開港に向けての体制をつくっていく責務があるのではないかと私自身は認識していますので、そこは遅延のないようにこの第2滑走路がスムーズに建設され、そして告示されている開港に間に合うような形で県の最大限の努力を求めたいと思っています。知事公室長、コメントをお願いします。

**○町田優知事公室長** 那覇空港の建設につきましては私どもの所管外のことでございますが、所管の範囲内で協力できるところは協力していきたいと思っております。

**○山内末子委員長** ほかに質疑はありませんか。  
玉城義和委員。

○玉城義和委員 今の石材がどうかという話で、きのうたまたま総合事務局の建設担当部長とお話をする機会があったのですが、県内でできる年間の材料は42万立米です。これが5年間ということになると、全体の需要量は180万立米ですが、200万立米を超えるわけです。きのう、総合事務局の建設担当部長によると材料は十分にあるということで、今、塩川という港から運んでいるのですが、この港のキャパシティが限られているということで、材料はたくさんある一私も行って見て、山と積まれていました。問題は、工期できちんとやるためには本土から来ることが前提ではなく、つまり、鹿児島から入ってくるということが言われていますが、それが前提ではありませんということでした。本部港や名護の漁港が使えるように、県としてもひとつ御尽力いただきたいということを担当部長は言うておられました。先ほど沖縄県も協力してということをおっしゃるので申し上げているのですが、そういう意味では地元の業界はこの際設備投資もして、土日も頑張ると言っているのです。ですから、ぜひ県内の石材でできるように、今言ったような具体的な提起も担当部長からあったので、今言った話も含めて5年間できちんとできるように、夏場という話もありますが、ぜひ県としても本部港の使用や名護漁協など近くの漁港も含めて使えるような全面的な協力をして、本土から持ってこなくても材料はありますし、頑張っって地元もやると言っていますので、ぜひ県としても協力をしてやっていただきたいということを申し上げておきますが、どうですか。

○謝花喜一郎企画部長 今、玉城委員がおっしゃったようなことは私も聞いております。一方でやはり地元側の御理解も大事です。特に、塩川から本部港に逆走するというような形で、地元からいろいろ意見があるということも承知しております。また、土日の作業の話もございます。やはり地元の合意形成が一番肝要かと考えております。これにつきましてもいろいろなチャンネルでお話はしているところですが、御意見がございましたのでそれぞれできる範囲でやりたいと思っています。

○玉城義和委員 県も一生懸命努力をして、工期を早めるようにしてください。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、自衛隊ヘリによる那覇空港トラブルについての質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員の入れかえ)

○山内末子委員長 再開いたします。

次に、陳情平成25年第18号を除く知事公室関係の陳情17件の審査を行います。

なお、陳情平成25年第18号につきましては、企画部及び公安委員会と共管することから、企画部関係の陳情審査において、質疑は終了しております。

ただいまの陳情について、知事公室長の説明を求めます。

継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

町田優知事公室長。

○町田優知事公室長 ただいま議題となっております知事公室所管に係る陳情につきまして、お手元の陳情説明資料に基づき御説明いたします。

知事公室所管の陳情は継続15件、新規3件の合計18件となっております。そのうち、継続の陳情平成25年第18号につきましては、先ほど企画部及び公安委員会との共管として御説明いたしましたので説明を省略させていただきます。

継続審議となっております残り14件につきましては、前回の処理概要に変更はございませんので説明は省略させていただきます。

続きまして、新規陳情について御説明いたします。資料17ページをお開きください。

陳情第39号憲法を守り集団的自衛権行使容認の撤回と立法化しないよう求める陳情について、処理概要を御説明いたします。

安全保障関連法案については、集団的自衛権の行使を含む具体的な議論が国会で行われており、さまざまな意見があるものと承知しております。

在日米軍専用施設面積の約74%が集中し、過重な基地負担を抱えている沖縄県としては、我が国の安全保障政策の変更には重大な関心を持っており、政府は国政の場などで十分に議論した上で、その影響も含めて国民に丁寧に説明すべきであると考えております。

続きまして、資料18ページをお開きください。

陳情第46号平成27年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情について、処理概要を御説明いたします。



初めに、1の消防ヘリポートを大宜味村結の浜へ建設し、そこを拠点として県が消防防災ヘリを運航することについてであります。

消防防災ヘリコプターの配備については、法令で義務づけられたものではありませんが、その役割である救助、救急活動等は重要であると認識しております。

本県においては、陸上・海上・航空自衛隊、海上保安庁、沖縄総合事務局、沖縄県警が所有するヘリ、県ドクターヘリ等が配備されており、本県で災害が発生した場合に備えて毎年訓練も実施されております。

また、離島の急患搬送についても、陸上自衛隊や海上保安庁にヘリコプターの出動を要請して対処しているところでもあります。

消防防災ヘリの導入については、他県の事例を踏まえますと、機体購入費及び維持管理費は県の負担となりますが、航空隊員の人件費は市町村の負担になるなど、各市町村における財政負担が課題となりますので、市町村と連携して検討してまいりたいと考えております。

資料19ページをお開きください。

次に、6の国・県において、石垣市に尖閣諸島資料館を建設し、運営することについてであります。

尖閣諸島を含めた領土に関する国民世論等の啓発については、政府において広報啓発イベントを実施するなど、国民の関心を高めるための取り組みが行われているところであり、沖縄県もその取り組みに協力しているところでもあります。

沖縄県としては、引き続き政府と連携しながら取り組んでまいりたいと考えており、尖閣諸島資料館の建設については、このような状況を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

続きまして、資料20ページをお開きください。

陳情第49号旧石垣空港跡地全域の不発弾磁気探査の実施を求める陳情について、処理概要を御説明いたします。

新県立八重山病院周辺の不発弾処理については、磁気探査の早期実施に向け、石垣市等関係機関と処理範囲や処理方法、民有地の処理等について調整を行っているところでもあります。

なお、処理範囲については、開院後の避難困難者の発生を防止するため、250キログラム爆弾の発見時に対応できるよう、新病院を中心とした避難半径330メートル以内の範囲の探査を優先して実施する予定であります。

いずれにしましても、新八重山病院が開院する平成29年度までに、新病院周辺の磁気探査が完了するよう努めてまいります。

以上、知事公室所管に係る陳情につきまして処理概要を御説明いたしました。  
御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○山内末子委員長 知事公室長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔  
にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うよ  
うお願いいたします。

質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 陳情平成25年第50号、石垣市における消防体制の充実の件で  
すが、本会議でも聞いて確認したいのですが、石垣市で救急隊が2つとまった  
というのがありました。あれはまだとまっていますか。1日から走ったとも  
聞いているが実態はどうなっていますか。

○知念弘光防災危機管理課長 7月1日から3名体制になりまして運行を再開  
しております。

○渡久地修委員 この3名体制はどのようにして行ったのですか。

○知念弘光防災危機管理課長 7月1日付で新石垣空港から3名を異動して3  
名体制にしております。

○渡久地修委員 新石垣空港の消防体制はどうなっていますか。

○知念弘光防災危機管理課長 7月1日付で臨時職員4名を採用して対応した  
と聞いております。

○渡久地修委員 この体制はずっとこのままでいくのですか。それとも、今回  
のものは緊急避難的な措置ですか、どちらですか。

○知念弘光防災危機管理課長 県の空港である新石垣空港を管理します空港課  
によりますと、今後職員を派遣するよう石垣市と調整を進めるということでご

ざいます。

○**渡久地修委員** 沖縄県の消防士充足率が58%、石垣市は40%ととても低いのです。そこをふやさないといけないという問題がある。しかし、それは石垣市の問題だから県が直接ふやせとは言えない。市の問題はあるが、ただ新石垣空港は県管理空港で皆さんは正職員の数の分の管理費を石垣市に出していますよね。そこから回していくものに対して、きちんと県は緊急避難的でないとも認めないというぐらい言わなければならないと思うのです。ですから、早目に増員して新石垣空港がきちんとした体制をとれるようにということを当然に言わなければならないと思いますが、その辺はいかがですか。

○**町田優知事公室長** 委員御指摘のとおり、この問題の根本は消防職員の充足率の低さにあると私どもも理解しております。従来、消防長会やさまざまな場面で私どもも消防体制の充実・強化を市町村に対して求めているところではございますが、少しずつふえてはいますが、まだ全国平均に届かない状況でありますので、今後どうすればこの充足率を上げていけるのか、その辺はしっかり研究したいと思います。

○**渡久地修委員** これは一般的に各市町村の充足率を上げなさいというのでいいと思いますが、今回の石垣市に関しては県管理の新石垣空港の消防隊から正職員を引き抜いて石垣市救急隊に回したというのがあるのです。新石垣空港の消防隊とは県管理であるので、市に管理を任せているがその分のお金は出しているのです。消防署の職員はちゃんと正規職員分を出しているのです。これは、救急隊だからこれを、今、回さないとも救急車が動かないということであれば、いたし方ないところもあるかもしれませんが、これがいつまでも続いてはいけませんよと、直ちに、せめて来年の4月1日とか本来であればことしじゅうにでもあるが、ちゃんとやってくださいと県が言う資格はあると思いますし、また言わなければならないと思います。一般的なものではなく、このことに関しては私は県として責任を持って、これは県にも問われていると思いますが、いかがですか。

○**町田優知事公室長** 今回の体制というのは、委員御指摘のとおり緊急避難的なものでなければならないと私どもも理解しておりますので、これからどのように改善していくのか検討したいと思います。

○渡久地修委員 ぜひ、石垣市側とも協議をして、県がお金を出して消防士をふやすことは今の制度上はできないと思う。けれども、新石垣空港の分はお金を出しているわけだからそこはちゃんと配置しないさいと。そうするには当然向こうは増員しなければ救急隊を動かさない。そして救急隊員の確保は県全体を見なければならぬ。それと、新石垣空港が開港して観光客が1.5倍にふえているのです。滞在者は人口から計算すると1日当たり四、五千名ぐらいふえているらしいのです。人口もふえている中で、救急隊は地元住民だけではなく滞在者の命と安全を守るのも救急隊の責任ですから、救急隊の業務はふえるのです。そこは川平と伊原間なので観光客もふえているところなので、需要は相当大きくなっているのです、その辺はぜひ早急に改善できるようにやってください。

○町田優知事公室長 土木建築部とも連携して、取り組んでまいりたいと思います。

○渡久地修委員 それと18ページの陳情第46号、消防防災ヘリコプターについて私はずっと前から求めてきたが、これは全国的に消防防災ヘリコプターを導入しているのは何県で、導入していないのはどこですか。

○池田竹州基地防災統括監 政令指定都市が持っている県もございしますが、都道府県単位で見ると消防防災ヘリコプターがないのは沖縄県と佐賀県の2県と聞いております。

○渡久地修委員 沖縄県と佐賀県だけなのです。そして沖縄県は特に離島県であるため、どうしても必要だと私は思うが、その話をすると大体今までは自衛隊にお願いをしている、海上保安庁にお願いしているということで結局ほかのところには要請することになって、みずからどうするかというのを、前から検討したいとずっと言っているが、本当に導入に向けての検討ではなく、答弁のための検討ではないかと私は思います。その辺は本当に導入するという立場からの検討をやったことがありますか。

○池田竹州基地防災統括監 消防庁から消防防災ヘリコプターの全都道府県の導入という指導もございまして、過去には総務部とも予算の話をしたことがあると聞いております。ただ、やはり導入に要する経費が今の消防防災ヘリコプターですと20億円に対して補助金はその4分の1ぐらいが限度額である。ある

いは維持コストも地方交付税で賄えない部分がかかなりあると。あと、消防防災ヘリコプターの機材といったランニングコストは通常都道府県が負担しているようですが、その隊員の人件費は市町村が負担しているということもありまして、なかなか具体化までには今のところ至っていないという状況かと思われま

○**渡久地修委員** 先ほど、消防士の充足率の問題で各市町村に一生懸命やっていると言ったが消防士の問題は各市町村。市町村に言う前に県がやるべきものは県でやらなければなりません。特に沖縄県は離島県であり、また国頭村でも救急ヘリコプターは非常に大事で、島尻郡でもそうなのです。この前私の知り合いが南城市知念で救急を呼んだが、間に合わずヘリコプターが出動したが結局間に合わず亡くなったのです。ですから、これは非常に必要なものなのです。そして3・11の東日本大震災を見てもヘリコプターの必要性は、とても大事なのです。ですから、私はこれはぜひ市町村と連携してということで、またここで市町村のせいにならないで、真剣にどうすれば導入できるかというのをまず検討してみて、そしてどのぐらいの費用がかかるのかもちゃんと出してもらえませんか。

○**町田優知事公室長** 先ほど申しあげましたように、機材費あるいは運営費は県が出しますが、人件費は市町村の負担になります。したがって市町村が手を挙げなければこの問題は先に進むのはなかなか難しいと思っております。ですから、充足率のお話もしましたが、実はそれもやはり市町村の人件費負担といったものが問題となっておりますので、市町村と連携することはこの問題を対処する場合に欠かせないところだと思っております。

○**渡久地修委員** 皆さんは市町村に呼びかけたことはありますか。

○**町田優知事公室長** 正式に提案をしたことはありませんが、非公式に意見交換という形ではあると聞いております。

○**渡久地修委員** 隊員は市町村と言っていたが、これはガチガチに決められているのですか。県がヘリコプターの隊員を雇ったら法律違反になるのですか。

○**知念弘光防災危機管理課長** 他府県の航空消防隊におきましてはヘリコプターを道府県が所有して、実際の消防活動につきましては市町村の消防本部から

出向してきた消防職員において行われるというのが通例となっております。

○渡久地修委員 出向してきた人たちの人件費はどこが持ちますか。

○知念弘光防災危機管理課長 通常は市町村負担となると聞いております。

○渡久地修委員 これは他府県の事例ですが、県が雇うことは法律に違反するのですか。

○知念弘光防災危機管理課長 消防防災ヘリコプターの法令でいいますと、消防組織法第30条の中で「都道府県は、その区域内の市町村の長の要請に応じ、航空機を用いて、当該市町村の消防を支援することができる。」という規定となっております。あくまでも市町村の要請に応じて支援をすることとなっております。

○渡久地修委員 やらないという論理を展開していこうとするので話がかみ合わなくなるのです。離島県であるので、真剣に費用も出してもらってどうすればできるかということをもまず出してもらえませんか。そして我々に、これはだめだと説得する材料を出してもらえば我々も諦めますが、我々も簡単に諦める問題ではありません。県民の命と安全を守るために、そういう意味では陳情も出ていますし、佐賀県と沖縄県、やがて沖縄県だけになるかもしれません。それこそ有名になるかもしれないので、知事公室長いかがですか。

○町田優知事公室長 さらに真剣に検討してみたいと思います。

○渡久地修委員 あと1つだけ、20ページの陳情第49号の新県立八重山病院周辺の不発弾処理ですが、今度の沖縄県不発弾等対策協議会で避難半径が広がったと聞いておりますが、どのように広がりましたか。

○池田竹州基地防災統括監 代表的な距離で申し上げますと、例えば500キログラム爆弾ですと372メートルが394メートルとなっているようです。

○渡久地修委員 従来の処理方式で、発見されたときに穴を掘ってやっていたものが、穴を掘ってライナープレートを周辺に配置して避難圏が一度小さくなってまた広がるということですが、避難する人たちの経済的な負担—そこに病

院とかいろいろなものがあつたらもっと大変で、被害ははかり知れないものがあるのです。それは今補償されていないという実態があると思うが、この避難半径をどのように縮めていくかは、技術的な開発の問題で私はとても大事だと思うのです。前にも聞きましたが、市街地の場合今は穴を掘ってライナープレートをやるが、不発弾のチャンバ―いわゆる持ち運び用の鋼鉄製の中で処理をすると、大幅に削減できるということで国に対してもそういうものを導入することを要請してみてもどうですか。そしたら大幅に縮まるのですよ、どうですか。

**○知念弘光防災危機管理課長** 耐爆チャンバにつきましては現在、県外の企業で開発が進められていることは承知しております。現在では耐爆チャンバ自体を使用した事例がないため、沖縄県不発弾等対策協議会で同方式による十分なメリットが確認されれば、県内不発弾等処理への同方式の導入について検討してまいりたいと考えております。

**○渡久地修委員** 他府県で事例がないと言いますが、それはないと思います。不発弾があるのは沖縄県なのです。本土では数年に一回出てくるかでほとんどが終わっているのですが、空爆もそうですが艦砲といった不発弾が一番多いのは沖縄県だから、不発弾の処理の問題で他府県のことを持ち出すのは私はやめたほうがいいと思います。沖縄県から先進的な事例をどんどんつくっていかねばならないと思うので、この耐爆チャンバもぜひ国に働きかけて、この不発弾処理は国が当然やるべきものだから、そこはきちんとやって研究してもらえませんか。

**○池田竹州基地防災統括監** 国が主催している不発弾対策協議会に市長会の会長から過去に5インチ砲弾用の耐爆チャンバの要望が出たこともございます。ただ、そのときの要望内容が、不発弾処理する場合には車両にチャンバを積んで行くということで沖縄県の道路事情を考慮した場合には、50キログラムや250キログラムを処理するようなら、そもそも可搬型のものをつくることは非常に難しいだろうということがございました。それについては今後、議会でも議題として上がっていますので、引き続き検討していきたいと思っております。

**○渡久地修委員** いずれにしてもこれは国の責任でやってもらわなければならないので、国にきちんと導入をやってもらって、少しでも住民の負担を軽減するという立場でぜひ検討を進めてみてください。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

具志孝助委員。

○具志孝助委員 渡久地委員の質問と関連するのですが、陳情第46号、防災へり、消防の隊員が佐賀県と沖縄県がそれに乗っていないというようなお話でした。全国の各都道府県と市町村には自衛隊のOBあるいは現職から派遣された防災危機管理監が配置されていることは承知しているのですが、聞くところによると都道府県では沖縄県だけがないということで、私は前にもお尋ねをして検討しているという回答をいただきました。このことについては、今どのような状況になっていますか。

○町田優知事公室長 この件につきましては、自衛隊の方々といろいろ意見交換をさせてもらっています。現状として申し上げられるのは、やはり今も検討しているところということでございます。

○具志孝助委員 検討中ということですが、同じ検討でも前向きと後ろ向きがあると思います。これだけ自衛隊の訓練、また隊員もいるわけですので、ぜひプロである彼らのノウハウを生かした危機管理というものを採用してやっていくということが県民の安心・安全につながると思っていますが、その必要性に対する認識はどうですか。

○町田優知事公室長 私どもは防災あるいは災害対策などの観点から、日ごろから自衛隊とさまざまな協力をしております。また、急患搬送や不発弾処理など自衛隊との協力関係というのはさまざまな面でやっておりますので、その自衛隊の方々のノウハウを活用することについては、私どももその意義をしっかりと見つけております。

○具志孝助委員 私も防衛議員連盟の会長として自衛隊との交流は深くしているわけですが、お互いに連携して危機管理に対して責任を果たしていくという意味では、全国都道府県にあるような体制を整えていただければありがたいというような要請を常に向こうからも受けておりますので、ぜひ検討して早目に全国並みに防災危機管理監を置けるようにと考えております。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。



仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 陳情第46号、渡久地委員からの質疑にもありました消防ヘリについてです。中身は大変厳しいという話でしたが、実際にはドクターヘリと民間の北部地区医師会病院が管理しているメッシュの両方が飛んでいます。もしそれができた場合の兼ね合いはどうなりますか。

○知念弘光防災危機管理課長 もし消防防災ヘリを導入したとしても、その主な業務は急患搬送になってくるかと思えます。そのため、ドクターヘリや自衛隊の急患搬送業務との調整が必要になってくるかと思えます。

○仲田弘毅委員 処理方針としては、他県の事例を踏まえて機体購入に関しては県が負担するがランニングコストは各市町村が持つと理解してよろしいですか。

○町田優知事公室長 人件費については市町村の負担ということです。

○仲田弘毅委員 それはパイロットもということですか。

○町田優知事公室長 そのとおりです。

○仲田弘毅委員 では、ドクターヘリの場合はどうになりますか。例えば、機材購入も国・県が対応しますよね。そして、維持管理費や人件費等もやはりそのようになるのか、また実際になっているのかどうか。

○池田竹州基地防災統括監 消防防災ヘリに関しましては機材の購入費とメンテナンスを含めた維持管理費は通常都道府県が行っておりまして、航空消防隊という形になりますのでパイロットを含めた消防職員の派遣と人件費については当該市町村で出していただく形になるかと思えます。

○仲田弘毅委員 この陳情は宮城大宜味村長を中心にして上がってきていると思うのですが、その場合の当該市町村というのは北部の12市町村という意味ですか。

○池田竹州基地防災統括監 消防防災ヘリを導入する場合には、基本的に県内

の消防本部一沖縄県ですと18消防本部と協議をして、その中から職員の派遣と人件費の負担の調整をする形になろうかと思えます。

○仲田弘毅委員 他県の事例の中で、例えば救急搬送をした場合の費用について、今、消防署では救急車の出動が余りにも多く、軽傷でもタクシーがわりに使われているという指摘もあって、これを有料化するという話もあるのですが、消防や救急ドクターヘリも含めて利用する方の受益者負担というのも考えているのですか。

○池田竹州基地防災統括監 全国航空消防協議会というところがあるのですが、そこで確認した範囲では、たしか消防ヘリでそのような個人負担の事例はほとんどないと聞いております。

○仲田弘毅委員 例えば本土において登山の遭難者が出た場合、その遺族の負担というのは大きいですよ。これは沖縄では全然考えられないということでしょうか。

○池田竹州基地防災統括監 いわゆる急患搬送としては個人負担をとっている事例はないということですが、確かに山登り等で遭難した場合には搜索費用は個人負担の部分があるということは聞いております。

○仲田弘毅委員 仲井眞前知事は離島の発展なくして沖縄県全体の発展はあり得ないとおっしゃって、現場主義で各離島のことも一生懸命頑張るということでしたので、翁長知事も末端の大変厳しいところ、沖縄振興一括交付金がうまく活用できないところも補佐しながら頑張っていたいただきたいと思えます。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 陳情第46号ですが、先ほどの説明では手を挙げる市町村がなくてなかなか消防防災ヘリの配備が進まないということでしたよね。陳情者は、要するに市町村が手を挙げてつくってほしいと言っているのではないですか。

○知念弘光防災危機管理課長 確かに陳情者は18市町村で構成される協議会となっておりますが、要請としては県において消防防災ヘリを導入してほしいと

いうことです。

○翁長政俊委員 皆さんの説明では、なかなか手を挙げる市町村がなく消防防災ヘリについて県の導入が進展しなかったので、佐賀県と沖縄県のみが消防防災ヘリを持っていないということなのです。そこで、今この18市町村は人件費を含めてやるという思いがあるからこの陳情を出しているのではないですか。そのかわりに機材等を含めて県が対応する部分についてはきちんと対応して、大宜味村に消防ヘリポートをつくってほしいということと私は理解をしているのですが、そこは詰められていないのですか。

○池田竹州基地防災統括監 この陳情第46号について以前伺った話では、消防防災ヘリの直接の導入というよりは結の浜にヘリポートをつくってほしいという要請が主かと思っております。そういったことも含めて、検討させていただきたいと思います。

○翁長政俊委員 この陳情の記として、消防防災ヘリを運航してほしいと明確に書いてあります。ですから、ここをもう少し詰める必要があるのではないですか。市町村と連携して検討していきたいと書いてありますが、せめて今年度ぐらいには当該市町村と話をしてどういう方向でやるという結論をきちんと出すべきではないですか。

○山内末子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、池田基地防災統括監から常設消防本部を持たない町村からの要請であり、消防本部を持つ市町村と職員派遣の調整ができていないと補足説明があった。)

○山内末子委員長 再開いたします。

翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 これは離島・過疎地域の振興に関する要望ということで、離島振興協議会の外間守吉外1人から出ているわけです。多分、この外1人は宮城大宜味村長ではないかと私は思っているのですが、本人たちはやりたいと言っているのです。ですから、それぞれの消防本部と話を詰めていくという作業も必要だということは承知しましたが、当該市町村が手を挙げてやりたいと言

っているのですから、もっとそこはきちんと詰めて県としての対応をすべきではないですか。何度も話が出てきているのは、あなた方は後ろ向きで行政用語で検討したいと言いますが、検討したいというのはやらないという意味のものであって、前向きにやるとは誰も聞いていないのです。ですから、当該市町村も手を挙げているので、前向きに検討してきちんと詰めてくださいということなのです。次の委員会でも再度質疑しますので、どうなったのか教えてください。

○町田優知事公室長 関係市町村としっかり話し合ってみたいと思います。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○山内末子委員長 再開いたします。

次に、本委員会所管事務調査事項交通運輸及び通信についてに係る自衛隊ヘリによる那覇空港トラブルについて、議員提出議案として意見書を提出するかどうかについて、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、意見書の提出について協議した結果、提出することで意見の一致を見た。)

○山内末子委員長 再開いたします。

議員提出議案としての自衛隊ヘリによる那覇空港トラブルの再発防止を求める意見書の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

議案、請願及び陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案、請願及び陳情等の採決などについて協議)

○山内末子委員長 再開いたします。

これより、議案、請願及び陳情等の採決を行います。

まず、乙第1号議案及び乙第2号議案の条例議案2件を一括して採決します。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案及び乙第2号議案の条例議案2件は、原案のとおり可決されました。

次に、乙第10号議案及び乙第11号議案の議決議案2件を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第10号議案及び乙第11号議案の議決議案2件は、可決されました。

次に、乙第12号議案から乙第15号議案までの同意議案4件を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案4件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第12号議案から乙第15号議案までの同意議案4件は、これに同意することに決定いたしました。

次に、乙第16議案及び乙第17号議案の承認議案2件について採決いたします。  
お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第16号議案及び乙第17号議案は、承認することに決定いたしました。  
次に、請願及び陳情等の採決を行います。

請願及び陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議願います。

休憩いたします。

(休憩中に、請願等の取り扱いについて議案等採決区分表により協議)

○山内末子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

請願及び陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した請願6件及び陳情55件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案及び陳情等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 山 内 末 子